

# 平成 23 年度 第 1 回 木津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会 議 事 要 旨

## (開催要領)

開催日時：平成 23 年 8 月 22 日(月) 15:00～

開催場所：名張産業振興センターASPIA (1F アスピア )

## (議事次第)

1. 平成 23 年度河川レンジャー年間活動計画について
2. 運営要領(案)の改正について
3. 審査要領(案)の改正について
4. 平成 23 年度実施スケジュールについて
5. 平成 23 年度募集要領について
6. 関係機関と河川レンジャーとの連携方策について
7. その他

## (会議状況)

<p style="text-align: center;">全体状況</p> 	<p style="text-align: center;">事務所長挨拶</p> 	<p style="text-align: center;">木本会長進行</p> 
<p style="text-align: center;">河川レンジャー説明</p> 	<p style="text-align: center;">河川レンジャー説明</p> 	<p style="text-align: center;">河川レンジャー説明</p> 
<p style="text-align: center;">会議状況</p> 	<p style="text-align: center;">会議状況</p> 	<p style="text-align: center;">会議状況</p> 

(議事内容)

## 1. 開会

事務局より配布資料の確認ならびに出席会員の紹介後、近畿地方整備局木津川上流河川事務所 寺井所長より懇談会開催に際しての挨拶が行われた。

## 2. 平成 23 年度河川レンジャー年間活動計画について

木本会長の議事進行のもと、はじめに廣岡河川レンジャー(レンジャー会議座長代理)より平成23年度の河川レンジャー年間活動計画の説明が行われ、続いて溝延・西田・廣岡河川レンジャーより現在までに実施した活動の報告が行われた。(資料-1)

本議題に関しての会員の主な意見は以下のとおり。

「名張川ウォーキング・バードウォッチング&ピオトープ生物確認」について、市の広報誌による広報が行えなかったということであるが、掲載予定であったのに掲載されなかったのか、計画を変更したため掲載されなかったのか？

広報期間が短すぎたため広報誌の×切に間に合わなかった。市の担当者からは7月31日の活動か8月7日の活動のどちらかを掲載していただけるということで、8月7日の「洪水対策学習会」を掲載していただいた。

テニス同好会の方より助言を頂いているが、この方は友人か、興味を持っていただいているという事か？

テニス同好会の親しい人にチラシを配ってもらったり、声をかけてもらったりした。

「水質調査」について、水質項目はどの程度考えているのか？

水質項目はPHとCODの2項目とし、調査地点7箇所を実施している。

公的な水質測定結果があると思うので、今回調査した結果とを比べてみると、調査結果が活きてくるのではないかと？

「河川内竹林観察」について、バンブーバスターは誰が実施しているのか？また、生息している竹の種類は何か？

県の事業として、環境保全のために繁茂している竹を伐採していると思われる。

生息している竹の種類はマダケ。

バンブーバスターを実施している大屋戸までの区間は、堤防を歩いていても川が全く見えなという地点であり、以前中部でも同様の状況があり、住民が地区と連携して伐採を実施していたところがあった。バンブーバスターは広がりつつあるのかなと思う。

バンブーバスターは、もともと樹木だったところが竹林に変化していった民地内で伐採が行われている。大屋戸は官民境界が不明確となっており、現在別の業務で調べている。境界がわかれば官で切れるところは切っていきたい。

また、大屋戸は歴史的な地区で、過去に築堤をしない代わりに竹やぶをつくらうという経緯があり、積極的に竹やぶを導入した時期があった。そのような歴史的背景も踏まえながら対応していきたいと考えている。

「名張川ホタル再生に向けて(ホタル鑑賞会)」について、名張地区まちづくり推進協議会との連携のきっかけは何か？

昨年度から協議会が行っている「やなせ祭り」に河川レンジャーのPRとして参加させていただいている。

その中で、協議会の方との意見交換を行い「名張川の工事の影響かどうかはわからないが、ホタルの飛ぶ年と飛ばない年がある」「昔はホタルが多かった」などの意見があり、「ホタルの再生」について勉強会を一緒にやろうと言う事になった。

多くの方に活動に参加してもらう方法として、夏休みの宿題の代わりに河川レンジャー活動に参加することで宿題の一つになるような仕組みができれば、より多くの人が集まると考えられる。

「川下り・カヌー体験」について、毎年恒例の人気のある活動であるが、今年度も一回実施する予定はないのか？

子供たちも忙しく一日予定を崩すと集まりにくい。準備などに時間もかかるので残念ながら今年は中止とした。

12月に「(仮称)上野遊水地見学と食文化学習」の中で、川魚を食べることを予定されているが、川魚というと漁業協同組合が関わってくると思うが、漁業協同組合は、夏に魚のつかみ取りもよく実施しており、魚の提供を受けて、川原で魚を焼いて食べるというのもいいと思う。12月は寒いのでそのようにもいかないが、協力・連携した活動に期待している。

漁業協同組合は、一年を通して川に関わっておられるのか？溝延河川レンジャーは一度トイレ調査で漁業共同組合の方とお話されたと思うがどうか？

トイレ調査では、魚釣りに来られた方たちのトイレはどうしているのか聞き取りを行い、仮設トイレを置いていると回答をいただいた。

漁業協同組合の川での活動は鑑札期間だけであると思われる。

遊び・防災を含めて、積極的に漁業協同組合との意思の疎通を図っていただきたい。

### 3. 運営要領(案)の改正について

### 4. 審査要領(案)の改正について

木本会長の議事進行のもと、事務局よりこれまでの懇談会やレンジャー会議での議事結果や河川レンジャーの応募要件緩和についての提案に基づく運営要領(案)の改正ならびに審査要領(案)の改正についての説明が行われ、原案のとおり承認された。(資料-2・3)

## 5. 平成 23 年度実施スケジュールについて

## 6. 平成 23 年度募集要領について

木本会長の議事進行のもと、事務局より平成23年度の実施スケジュールならびに募集要領の説明が行われ、原案のとおり承認された。(資料-4・5)

本議題に関しての会員の意見は以下のとおり。

募集要領について、応募書を電子媒体で提供できないか？

応募者への電子媒体の送付やHPからのダウンロードなど、提供方法について事務局で検討させていただきたい。

## 7. 関係機関と河川レンジャーとの連携方策について

木本会長の議事進行のもと、事務局より平成23年度の運営計画に基づく関係機関と河川レンジャーとの連携方策についての提案が行われた。

本議題に関しての会員の主な意見は以下のとおりとし、それらを踏まえ、会長ならびに事務局によるとりまとめを行い、今後の運営に反映させていくことが決定された。

三重県は出前講座が盛んであるが、河川レンジャーが活動をする際に、例えば県の方々に講師をお願いするなど、活動に併せて出前講座を実施することは可能か？

三重県では、要請があって受けるようになっている。各事務所、各室がテーマを決めていて、要請があれば出向く事になっている。

川にまつわる商売をされている方はおられるか？

例えば、観光筏や観光船など、そのようなフィールドで商売されている方と連携して活動を行えば、川からの目線で活動できるのではないかと思う。

また、漁業協同組合とも連携しながら体験学習を実施できたらいいと思う。

以前、河口付近の観光船を一日借り上げて、地域の小学生を招待し、川から自分たちの住んでいる町を見てみようというイベントを行ったことがある。

長瀬の親水公園で鮎のつかみ取りをやっていると思うが、名張市は関係あるのか？

市の産業部で実施している。

そのような活動は親しみやすいのではないかと思う。

伊賀市では魚つかみ取りなどを漁業協同組合と行政が連携して実施しているが、その他の地域でも同様の活動実施しており、夏休みの中で日程の取り合いをしているように感じる。

各行政は日程を決定する際に、いつくらいに決めているのか？よく似た内容を実施し、子供の取り合いをしているように感じられるため、連携して一つの行事としているんなノウハウを集めて実施することも考えていきたい。

各行政の年間の活動予定を共有しながら、連携して実施していくのか、個々に実施した方がいいのかなど、話し合いながら実施していくこともいい方法だと思う。

伊賀市の水防訓練は今も実施されているのか？

昔は、岩倉の潜水橋の近くで当時の建設省の指導で実施していた。

現在は、防災訓練としては何年かに一度実施されているが、水防訓練は実施されておらず、もっと小さな単位で実施しているところもあるようだが、伊賀市ではやっていない。

国土交通省の指導で講習を開催するなど、今は自主防災という事も言われているので、実施すれば地区の人も参加するのではないかと思う。

東日本の災害により、防災訓練については関心が高いと思う。皆さんの意識が高いうちに実施すると参加してもらいやすいのではないか。

皇學館大學では名張地区まちづくり推進協議会とは以前から連携しており、イベントなどを実施していた。例えば、名張の食文化学習として、夏場の6月頃、竹ようかん作りを行ったことがある。名張旧町では、名張藤堂藩の初代藤堂高吉が、藤堂家藩邸を作るときに竹を植えて、地を固めて防御に備えたので竹の文化が認められているなど、竹が象徴的なものとなっている。

名張の竹文化は川につながっていると考えられ、以前は大学と協議会とが連携して実施していたが、河川レンジャーに継承していただきたい。

連携してお互いにアイデアを出していくために、担当者会議のような連絡を密にする場があってもいいのではないか。今後の運営の中で考えていただきたい。

クリーンアップについて、以前三重県に処分等をお願いできるか伺った際、年度初めに要望していただきたいとの回答をいただいた。

予算の都合で早いうちがいいと言う事であったと思う。

官庁の仕組みを我々も理解しなければならない。その上で、官庁の方々もなるべく柔軟に受け入れてもらいたい。

三重県で河川パトロールを県下一斉に実施し、粗大ゴミや流木を収集されているが、ゴミの運搬や処分は誰が実施しているのか、またどの程度収集してもらえるのか？

河川レンジャー活動として実施した場合、収集したゴミを運搬・処分してもらえるのか？

範囲が広く一度にできないので、地区を分けて実施している。大きな物を見つけようということで職員と委託業者とで収集し、その後処分を行っているが、川の流下の障害になる流木などを対象としており、一般のゴミは対象になっていない。

クリーンアップについて、名張市の方ではどうか？

クリーンアップに限って言うと、各自治会単位で川をきれいにする活動をしていただいている。それに関しては、行政で運搬車を出したり、協力している。

名張市の場合は、クリーン作戦の組織ができあがっているのので、そこに河川レンジャーと一緒に参加していただいて実施する方法が一番いいのではないかと思う。

今年度の活動の中で、木津川クリーン作戦と久米川クリーンウォーキングを併せて11月頃に実施する予定となっているが、久米の自治会長に、河川レンジャーと一緒にやってほしいと依頼に伺った際、久米川では、久米川流域生活排水推進協議会という組織があ

り、今年度の清掃活動は3月3日の第一土曜日に実施する計画になっているとの回答をいただいた。

この清掃活動では、自治体や行政、企業団体など350名と消防団、周辺高校の運動部50名程度に参加してもらうよう計画しており、集めたゴミは指定された所においておくと、県の方が県民局に運搬し、産業廃棄物については伊賀市の2つの産廃業者が仕分けをして持って帰ってくれると聞いている。

協力団体がたくさん参加するクリーン作戦を計画されているので、そこに河川レンジャーも参加していきたいと考えている。

## 8. その他

事務局からの提案事項として、木津川上流管内河川レンジャーの運営は、これまで「試行」として運営されてきたが、本格的な運用から今年度で4年目となり、運営要領(案)等の制度や方策等についても固まってきていることから「試行」を外すことが提案され、会員により承認された。

## 9. 閉会

事務局より閉会の挨拶が行われ、「平成23年度 第1回 木津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会」を閉会した。

# 平成 23 年度 第 1 回 木津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会

## 次 第

日時：平成 23 年 8 月 22 日(月) 15:00～

場所：名張産業振興センターASPIA (1F アスピアⅡ)

タイトルをクリックすると、会議資料にジャンプします。

1. 平成 23 年度河川レンジャー年間活動計画について
2. 運営要領(案)の改正について
3. 審査要領(案)の改正について
4. 平成 23 年度実施スケジュールについて
5. 平成 23 年度募集要領について
6. 関係機関と河川レンジャーとの連携方策について
7. その他

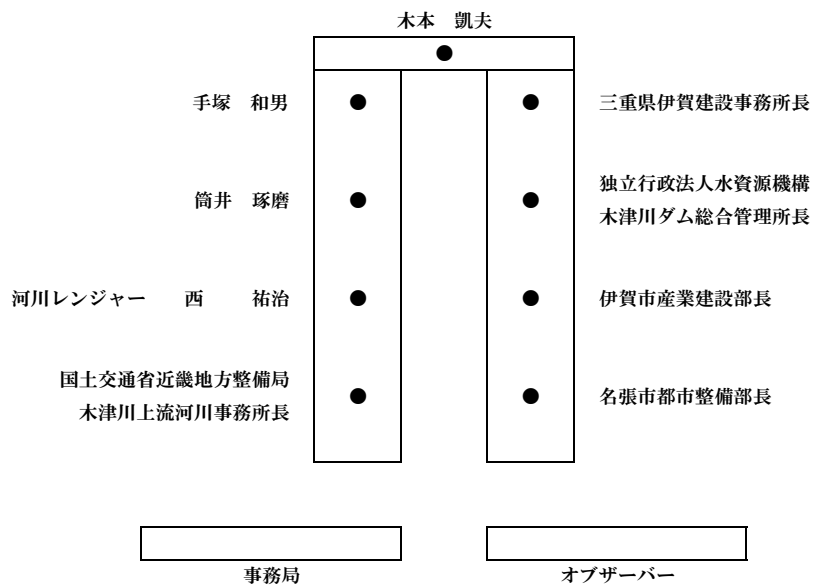
平成23年度 第1回 木津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会 会員名簿

日時：平成23年 8月22日(月) 15:00～

場所：名張産業振興センターASPIA (1F アスピアII)

	分類	氏名	所属等	備考
懇談会会員	学識経験者 及び見識者	木本 凱夫	元三重大学大学院生物資源学共生環境学	
		手塚 和男	三重大学教育学部教育学科教授	
		筒井 琢磨	皇學館大学社会福祉学部教授	
	河川レンジャー	西 祐治	レンジャー会議座長	
	自治体	松田 肇	三重県伊賀建設事務所長	
		柴田 和昭	独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所長	
		松本 秀喜	伊賀市産業建設部長	
		前田 芳久	名張市都市整備部長	
	国土交通省	寺井 喜之	国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長	

【配席表】





## 平成23年度河川レンジャー年間活動計画について

[次第に戻る](#)

木津川上流管内河川レンジャー(試行) 平成23年度河川レンジャー年間活動計画(変更)

No	活動名	担当河川レンジャー	実施予定日時	実施予定場所	活動目的・主な活動内容	参加(予定)者	募集方法	活動に必要な支援 概算費用	備考
	変更活動名	変更担当河川レンジャー	変更実施(予定)日時	変更実施(予定)場所					
①	名張川護岸遊歩道の 植生環境調査と除草作業の軽減化試行	溝延 【個人活動】	平成23年5月・10月 4日間予定 13:00～16:00 (計12時間)	名張川河川敷 (糸川橋～沖津藻大橋)	(活動目的) 名張川の護岸遊歩道のコンクリート接合部にヨシが繁茂しており、ヨシが捕捉した土壌の根元に葦、スギナ、タンポポ等の植物を植え付け、ヨシが大量に繁茂しないようにできないか調査・テストするとともに、クズの早期除草を行い、除草作業の軽減化が図れないか調査・テストする。	個人活動のため 参加者募集なし	個人活動のため 参加者募集なし	(活動に必要な支援) ・特になし  (概算費用) 0万円	・平成23年4月～5月の間に 事前活動(調査)を7回実施
	変更なし ★継続実施中	変更なし	①平成23年8月26日(金) 13:00～16:00 (3時間) ②平成23年10月2日(日) 13:00～16:00 (3時間)	変更なし	(主な活動内容) ・護岸継目のヨシ生育防止減量テスト ・護岸の葛生育の減量化テスト ・河川内遊歩道の環境改善				
②	水質調査	西田 【個人活動】	平成23年5月～平成24年2月 毎月1回実施予定 9:00～12:00 (計30時間)	久米川全域 住古川全域	(活動目的) 一年を通して、測定ポイントの水質の汚染度観察と汚染状況を把握し、発生源地域の自治会報への注意啓発や、汚染状況の傾向をケーブルテレビや地方紙に河川情報「川の健康」として情報提供し、住民に水質汚染の状況を知ってもらうとともに、家庭排水の対策について注意喚起する。 調査地点:久米川4ヶ所、住古川3ヶ所	個人活動のため 参加者募集なし	個人活動のため 参加者募集なし	(活動に必要な支援) ・バックテスト  (概算費用) 0万円	
	変更なし ★継続実施中	変更なし	平成23年7月～平成24年2月 毎月1回実施予定 9:00～12:00 (計24時間)	変更なし	(主な活動内容) ・水質調査(観察水の採取、色調撮影とバックテスト)				
③	(仮称) 河川内竹林観察会及び筍採集	溝延	平成23年5月下旬 10:00～15:00 (5時間)	名張川河川敷 (大屋戸地区他)	(活動目的) パンプーバスターの実施されている竹林で、竹の生育を調査し、竹林管理の問題点を考察する。	個人活動のため 参加者募集なし	個人活動のため 参加者募集なし	(活動に必要な支援) ・特になし  (費用) 0万円	・個人活動に変更して実施 ・平成23年5月に 事前活動(調査)を3回実施
	河川内竹林観察 ★実施済	溝延 【個人活動】	①平成23年6月1日(水) 9:00～9:30 (0.5時間) ②平成23年6月4日(土) 9:00～9:30 (0.5時間) ③平成23年6月9日(木) 9:00～9:30 (0.5時間)	変更なし	(主な活動内容) ・観察区域での竹の子発芽確認 ・バスター実施跡の竹林推移観察				
④	(仮称) 名張川ホタル再生に向けて	廣岡	平成23年6月11日(土) 13:30～16:30 (3時間)	・名張市旧細川邸 やなせ宿 ・名張川河川敷	(活動目的) 名張川・町なかホタルの再生に向け、平成22年度に引き続いて名張地区まちづくり推進協議会・まちなか交流部会との連携による活動として、現在の状況(ホタル飛翔等)の観測、今後の課題及び進行中のカワニナ・ホタルの飼育状況を説明することにより、今後の活動への理解協力を求める。	(計画) 20名程度 ・一般参加者 (親子10組程度)	・旧町区内回覧板 ・名張小学校全児童 ・やなせ宿広報 ・個別案内	(活動に必要な支援) ・特になし  (費用) 0万円	・名張地区まちづくり推進協議 会・まちなか交流部会との共 同活動 ・当日雨天のため、活動内容を 縮小して実施
	名張川ホタル再生に向けて (ホタル鑑賞会) ★実施済	変更なし	平成23年6月18日(土) 19:00～20:00 (1時間)	変更なし	(主な活動内容) ・ホタルの生態・ホタル飼育状況の説明 ・ホタルの鑑賞会	(実施結果) 37名 ・大人27名 ・小学生・幼児10名			
⑤	(仮称) 名張川ウォーキング・バードウォッチング &ピオトープ生物確認	溝延	平成23年7月・10月 2日間予定 13:00～16:00 (計6時間)	名張川河川敷 (糸川橋～沖津藻大橋)	(活動目的) 名張川の川沿いを散策し、身近な川での自然体験を行なうとともに、平成22年度の活動で設置したピオトープを観察、水生生物や植物の調査を行い、川への一層の関心をもってもらう。	(計画) 20名 ・一般参加者 (小中学生、大人)	・木津川上流河川事務所HP ・チラシ配布 (名張市、伊賀市、三重県、水資 源機構、記者クラブ、NPO団体、 過年度活動参加者、道の駅・公 共施設他) ・メール配信(関係機関) ・個別案内	(活動に必要な支援) ・当日配布資料コピー ・広報  (費用) 1万円	
	名張川ウォーキング・バードウォッチング &ピオトープ生物確認 ★7月31日活動実施済	変更なし	①平成23年7月31日(日) 13:00～15:30 (2.5時間) ②平成23年10月30日(日) 13:00～16:00 (3時間)	変更なし	(主な活動内容) ・名張川ウォーキング ・バードウォッチング ・ピオトープ生物観察	(実施結果) 5名(7月31日活動) ・大人5名			
⑥	(仮称) 川下り・カヌー体験	西・廣岡 【合同活動】	平成23年7月24日(日) 10:00～15:00 (5時間)	伊賀市依那古地区 木津川河川敷	(活動目的) 参加者に川の中を歩いてもらい、川底が滑る事や急に深さが変わる事、流れの強さなどを体験してもらうとともに、その体験の中からどうすれば安全に川と付き合えるのか、川を楽しむ事が出来るかを考えてもらう。 また、川遊びとしてカヌー体験も行い、川と触れ合い、川の事や環境の事を考えるきっかけ作りを行う。	(計画) 70名 ・一般参加者 (小学生と保護者)	・木津川上流河川事務所HP ・チラシ配布 (名張市、伊賀市、三重県、水資 源機構、近隣小学校、過年度活 動参加者、道の駅・公共施設他) ・個別案内	(活動に必要な支援) ・移動用バス ・カヌー借用・運搬 ・協力スタッフ(安全管理要員) ・広報  (概算費用) -	・台風の影響による水位上昇の ため、活動を中止
	川下り・カヌー体験 ★活動中止	変更なし	平成23年7月23日(土) 10:00～15:00 (5時間)	変更なし	(主な活動内容) ・川下り体験 ・河川敷での昼食 ・カヌー体験と水際観察	(実施結果) 活動中止			

木津川上流管内河川レンジャー(試行) 平成23年度河川レンジャー年間活動計画(変更)

No	活動名	担当河川レンジャー	実施予定日時	実施予定場所	活動目的・主な活動内容	参加(予定)者	募集方法	活動に必要な支援 概算費用	備考
	変更活動名	変更担当河川レンジャー	変更実施(予定)日時	変更実施(予定)場所					
⑦	(仮称) 洪水対策学習	溝延	平成23年8月中旬 13:00~16:00 (3時間)	・名張市旧細川邸 やなせ宿 ・名張川水位観測所	(活動目的) 名張川の上流に設置されている室生・青蓮寺・比奈知ダムをはじめ、名張市や国土交通省が洪水に備えてどのような活動をされているか学習し、防災や減災について考える機会とする。	(計画) 30名 ・一般参加者 ・各自治会の防災担当者	・木津川上流河川事務所HP ・チラシ配布 (名張市、伊賀市、三重県、水資源機構、記者クラブ、NPO団体、過年度活動参加者、道の駅・公共施設他)	(活動に必要な支援) ・当日配布資料コピー ・広報	・参加申込者なしのため、活動を中止
	洪水対策学習会 ★活動中止	変更なし	平成23年8月7日(日) 13:00~16:00 (3時間)	変更なし	(主な活動内容) ・名張川水位観測所見学 ・洪水対策に対する各機関の実務学習 (名張市・水資源機構・国土交通省)	(実施結果) 活動中止 ※途中計画段階で、発注者の意向により対象者を小学生高学年と中学生に変更	・メール配信(関係機関) ・名張市広報誌 ・やなせ宿広報 ・個別案内	(概算費用) -	
⑧	(仮称) 名張川ホテル再生に向けて	廣岡	平成23年9月18日(日) 9:30~12:30 (3時間)	・名張市旧細川邸 やなせ宿 ・名張川河川敷	(活動目的) ホテル再生に向けて、人工飼育状況や今後の取り組みについての勉強会(中間報告)を実施する。	20名程度 ・一般参加者 (親子10組程度)	・木津川上流河川事務所HP ・チラシ配布 (名張市、伊賀市、三重県、水資源機構、自治会、小中学校、道の駅・公共施設他)	(活動に必要な支援) ・PC ・広報	
	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	(主な活動内容) ・飼育ホテルの観察 ・一般参加者を対象に生き物の同定、見分け方(魚クイズ)の実施		・メール配信(関係機関) ・広報誌 ・やなせ宿広報 ・個別案内	(概算費用) 3万円	
⑨	(仮称) 大人の川遊び(指導者研修)	廣岡	平成23年7月9日(土) 9:00~12:00 (3時間)	・上野遊水地集中管理センター資料室 ・現地(木津川河川敷)	(活動目的) 自然に関心があり、地域や学校で水生生物調査や観察会を実施したい人に、簡単に出来る調査法等を研修し、地域で子供たちに生物の住む自然のすばらしさを伝えていただく人の育成を行う。	10名程度 ・子供の自然体験に興味のある大人 ・学校関係者	・木津川上流河川事務所HP ・チラシ配布 (名張市、伊賀市、三重県、水資源機構、自治会、小中学校、道の駅・公共施設他)	(活動に必要な支援) ・講師派遣 ・移動用バス ・PC ・広報	・実施時期を変更して実施予定
	変更なし	変更なし	平成23年9月~10月頃 実施予定 9:00~12:00 (3時間)	変更なし	(主な活動内容) ・活動の開催方法、生物調査の方法や安全対策についての研修 ・観察用アクリルボックスの製作 ・生き物の同定、見分け方(魚クイズ)についての研修		・メール配信(関係機関) ・広報誌 ・個別案内	(概算費用) 10万円	
⑩	(仮称) 川の洪水を防ぐ& 川の水を調べてみよう	西田	平成23年7月16日(土) 13:00~17:00 (4時間)	・上野遊水地集中管理センター資料室 ・現地(上野遊水地、久米川、木津川)	(活動目的) 住民に防災・減災意識を高めてもらうことを目的に、上野遊水地や小田陸開の見学、上野遊水地集中管理センター資料室内で遊水地の働きについての学習会を行う。さらに、樋門操作室内で、実際の災害時の樋門操作について学習する。 また、久米川と木津川本川の河川水を採水し、バックテストを用いた水質調査を行い、水質環境への関心を高めてもらう。	20名程度 ・久米小学校児童	・チラシ配布(久米小学校) ・個別案内	(活動に必要な支援) ・バックテスト ・水質調査用品 ・移動用バス ・広報	・参加対象者を久米小学校に変更し、現在依頼並びに日程調整中(実施日変更)
	変更なし	変更なし	平成23年9月~10月頃 実施予定 13:00~17:00 (4時間)	変更なし	(主な活動内容) ・防災・減災学習(河川堤防・樋門・遊水地の目的と役割等) ・水質調査(バックテスト)			(概算費用) 5万円	
⑪	(仮称) 水生生物調査in木津川	西	平成23年8月13日(土) 13:00~16:00 (3時間)	・上野遊水地集中管理センター資料室 ・服部川周辺	(活動目的) 木津川の水生生物調査を行い、木津川の状況や環境に関する学習を行う。	30名程度 ・一般参加者 (小学生と保護者)	・木津川上流河川事務所HP ・チラシ配布 (名張市、伊賀市、三重県、水資源機構、自治会、小中学校、道の駅・公共施設他)	(活動に必要な支援) ・アクリルボックス製作用部品 ・水生生物調査講師依頼 ・水生生物用備品 ・バックテスト ・移動用バス ・広報	・実施時期を変更して実施予定
	変更なし	変更なし	平成23年9月~10月頃 実施予定 13:00~16:00 (3時間)	変更なし	(主な活動内容) ・観察用アクリルボックスの製作 ・水生生物調査 ・水質調査(バックテスト)		・メール配信(関係機関) ・広報誌 ・個別案内	(概算費用) 10万円	
⑫	(仮称) 岩倉峽散策と歴史文化学習	西	平成23年10月22日(土) 9:30~12:30 (3時間)	伊賀市岩倉峽	(活動目的) 伊賀市岩倉峽の散策を行う中で、岩倉で採掘された石に関わる歴史を学び、木津川の歴史や伊賀市の歴史について学習を行う。	30名程度 ・一般参加者 (小学生と保護者)	・木津川上流河川事務所HP ・チラシ配布 (名張市、伊賀市、三重県、水資源機構、自治会、小中学校、道の駅・公共施設他)	(活動に必要な支援) ・歴史文化学習講師依頼 ・岩倉峽活動場所の確保と借用依頼 ・移動用バス ・広報	
	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	(主な活動内容) ・岩倉峽散策 ・石に関する歴史学習 ・岩倉峽に関わる歴史学習		・メール配信(関係機関) ・広報誌 ・個別案内	(概算費用) 10万円	

木津川上流管内河川レンジャー(試行) 平成23年度河川レンジャー年間活動計画(変更)

No	活動名	担当河川レンジャー	実施予定日時	実施予定場所	活動目的・主な活動内容	参加(予定)者	募集方法	活動に必要な支援 概算費用	備考
	変更活動名	変更担当河川レンジャー	変更実施(予定)日時	変更実施(予定)場所					
⑬	(仮称) 木津川クリーン作戦	西・廣岡・溝延・西田 【合同活動】	平成23年6月19日(日) 9:00~11:00 ※準備~片付け 7:00~16:00 (8時間)	参加者が関係する 木津川流域	(活動目的) 木津川・久米川に関する活動団体や地元自治体と連携して、木津川・久米川の河川敷他の清掃活動を行い、川をきれいにする事から河川に対する環境問題を考える。	100人程度 ・一般住民 ・市民活動団体 ・自治体 ・学校関係 ・協賛する事業者他	・木津川上流河川事務所HP ・チラシ配布 (名張市、伊賀市、三重県、水資源機構、自治会、小中学校、道の駅・公共施設他) ・メール配信(関係機関) ・広報誌 ・個別協力依頼	(活動に必要な支援) ・ゴミ収集場所看板 ・ゴミ袋 ・手袋 ・火ばさみ ・協力スタッフ ・清掃活動後のゴミ運搬・処分  (概算費用) 20万円	・「久米川クリーンウォーキング」と合同で実施予定
	(仮称) 木津川・久米川クリーン作戦	変更なし	平成23年11月実施予定 9:00~11:00 (2時間)	・参加者が関係する 木津川・久米川	(主な活動内容) 木津川・久米川に関わる市民活動団体、流域の地元自治体、学校関係、協賛事業者等を募集し、区画割りを行う形で一斉清掃活動を行う				
	(仮称) 久米川クリーンウォーキング	西田	平成23年11月初旬 10:00~12:00 (2時間)	久米川下流~中流	(活動目的) 木津川・久米川に関する活動団体や地元自治体と連携して、木津川・久米川の河川敷他の清掃活動を行い、川をきれいにする事から河川に対する環境問題を考える。				
	(仮称) 木津川・久米川クリーン作戦	西・廣岡・溝延・西田 【合同活動】	平成23年11月実施予定 9:00~11:00 (2時間)	・参加者が関係する 木津川・久米川	(主な活動内容) 木津川・久米川に関わる市民活動団体、流域の地元自治体、学校関係、協賛事業者等を募集し、区画割りを行う形で一斉清掃活動を行う				
⑭	(仮称) 上野遊水地見学と食文化学習	西	平成23年12月4日(日) 10:00~16:00 (6時間)	・上野遊水地集中管理 センター資料室 ・上野遊水地	(活動目的) 上野遊水地に関する学習と見学を行い、遊水地の目的と治水を学ぶとともに、川に関わる食文化学習と川魚の試食を行い、上流域の住民としての下流とのつながりを考える。また下流の淀川管内河川レンジャーの合同活動として、上下流の交流を行う。	50名程度 ・一般参加者 (小学生と保護者) ・木津川(下流)参加者	・木津川上流河川事務所HP ・チラシ配布 (名張市、伊賀市、三重県、水資源機構、自治会、小中学校、道の駅・公共施設他) ・メール配信(関係機関) ・広報誌 ・個別案内	(活動に必要な支援) ・遊水地学習講師依頼  (概算費用) 10万円	
	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	(主な活動内容) ・上野遊水地学習と遊水地見学 ・食文化学習と川魚の試食会				
⑮	(仮称) 木津川『いい川づくり』意見交換会	西・廣岡・溝延・西田 【合同活動】	平成23年12月中旬 13:00~16:00 (3時間)	上野遊水地集中管理 センター資料室	(活動目的) 流域で活動される市民活動団体や教育関係者、行政関係者、地元自治体関係者に呼び掛けを行い、木津川の『いい川づくり』をテーマにした意見交換と情報交換会を行う。	30名程度 ・市民活動団体 ・教育関係者 ・行政、自治体関係者	・木津川上流河川事務所HP ・チラシ配布 (名張市、伊賀市、三重県、水資源機構、自治会、小中学校、道の駅・公共施設他) ・メール配信(関係機関) ・広報誌 ・個別案内	(活動に必要な支援) ・広報  (概算費用) 10万円	
	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	(主な活動内容) ・意見交換と情報交換会				

活動No	H23-③	実施河川レンジャー	溝延河川レンジャー
活動名	河川内竹林観察 (個人活動)		
実施日	平成23年6月1日(水) 9:00~9:30 平成23年6月4日(土) 9:00~9:30 平成23年6月9日(木) 9:00~9:30		
実施場所	名張川河川敷 (大屋戸地区他)		
活動目的	バンブーバスターの実施されている竹林で、竹の生育を調査し、竹林管理の問題点を考察する。		
参加者	個人活動のため、参加者なし。		
活動内容	<p>①観察区域での竹の子発芽確認</p> <p>バンブーバスターを実施した竹林で新たな竹の発芽数を確認し、間引きすべき本数の確認を行った。</p> <hr/> <p>②バスター実施跡の竹林推移観察</p> <p>バンブーバスターを実施した跡地がどういう状況になっていくか確認を行った。</p> <hr/> <p>③調査結果とりまとめ</p> <p>観察区域での竹の子発芽調査及びバンブーバスター跡地での竹再発生状況の調査を行い、竹再発生状況の調査のとりまとめを行った。</p>		
講師	なし		
感想考察	<p>河川河畔の竹林が管理不在状況にあり、景観・防犯・堤防保護の観点より問題が生じており、最近バンブーバスター事業で竹林の伐採がなされているが、対症療法的な措置で、永続的で安定的な竹林管理を行なうことができないか、竹林の竹の子発生の状況について観察を行いました。</p> <p>調査区間は竹の伐採されている場所と竹の生育している場所の2ヶ所で調査を行いました</p> <p>1区間2m四方4㎡の面積内に何本の竹の子が発芽するか観測しました。</p> <p>結果的に、3本と5本の竹の子の発芽があり、1㎡あたり1本の竹の子が発芽したことが判明しました。竹の子の生長は6年で成長がとまり、それ以後は老化するとのことで、健全な竹の生育を持続するには、適当な竹の間引きをおこなわなければなりません。石油製品万能の時代で、一昔前の竹材利用が激減し、その余波が河畔の竹林環境に影響を与えています。また、河畔での民有地と国有地の区画が漠然としている地域もあり、管理責任者の不明確な状況が環境の悪化に一層拍車をかけていると思います。</p> <p>竹の子採集の機会を一般市民に与え、伐採材の処分作業の削減に取り組むことにより、省エネルギーでの竹林管理ができるのではないかと考えます。</p>		

活動状況

事前調査：観測区域①状況 (5月13日)



・竹の子発生なし

事前調査：観測区域②状況 (5月13日)



・竹の子発生なし

事前調査：観測区域①状況 (5月21日)



・竹の子発生なし

事前調査：観測区域②状況 (5月21日)



・竹の子発生なし

事前調査：観測区域①状況 (5月26日)



・竹の子発生なし

事前調査：観測区域②状況 (5月26日)



・竹の子発生なし

活動状況

バンブーバスター跡地状況 (6月1日)



- ・観測区域周辺に、竹の子の発生を確認

観測区域①状況 (6月1日)



- ・観測区域①には、竹の子の発生なし

観測区域②状況 (6月1日)



- ・観測区域②には、竹の子の発生なし

バンブーバスター跡地状況 (6月4日)



- ・バスター後の跡地に、竹の子の群生を確認

活動状況

観測区域①状況 (6月4日)



観測区域①に、竹の子1個発生

観測区域②状況 (6月4日)



観測区域②には、竹の子の発生なし

バンブーバスター跡地状況 (6月9日)



・バスター後の竹林群生部が成長

観測区域①状況 (6月9日)



・観測区域①に、竹の子3個発生

観測区域②状況 (6月9日)



・観測区域②に、竹の子5個発生



活動状況

バンブーバスター跡地状況 (6月9日) ※事後調査



・バスター後の竹林が再繁茂

調査区域図



活動No	H23-④	実施河川レンジャー	廣岡河川レンジャー
活動名	<b>名張川ホタル再生に向けて「ホタル鑑賞会」</b> <b>(名張地区まちづくり推進協議会・まちなか交流部会との連携活動)</b>		
実施日	平成23年6月18日(土) 19:00～20:00 ※当日雨天のため、活動内容を縮小して実施		
実施場所	名張市旧細川邸やなせ宿		
活動目的	名張川・町なかホタルの再生に向け、平成22年度に引き続いて名張市まちづくり推進協議会・まちなか交流部会との連携による活動として、現在の状況（ホタル飛翔等）の観測、今後の課題及び進行中のカワニナ・ホタルの飼育状況を説明することにより、今後の活動への理解協力を求める。		
参加者	37名（大人27名、小学生・幼児10名）		
活動内容	①ホタルの生態・ホタル飼育状況の説明 19:00～19:30 やなせ宿にて、まちづくり推進協議会の竹中氏より、ホタルの生態説明、カワニナの飼育状況、昨年までのホタル再生にむけての取り組み状況の説明を行った。 <hr/> ②ホタルの鑑賞会 19:30～20:00 当日雨天のため、活動内容を変更し、やなせ宿内において事前に捕獲しておいたホタルの観察と生態の説明等を行った。(名張川河川敷でのホタル観察会は中止)		
講師	なし（まちづくり推進協議会 竹中氏他協力）		
感想 考察	◆活動全般について ホタル鑑賞会当日は、あいにくの雨で当初参加予定は48名であったが実際に来ていただいた人数は37名とスタッフ15名でした。 朝から雨が降ったりやんだりして気をもみながら準備に入りました。 電話での問い合わせもあり、説明会だけでもと実施を決定した結果、たくさんの子供に参加いただき、自然体験や観察会には親も子供を参加させたいという気持ちを感じとれました。 親ポタルの採取、えさとなるカワニナの飼育に質問もいただきながら説明をし、今後の活動に対する理解と協力をお願いできました。 アドバンスコープからも、今回の活動に先立ち実施した勉強会や親ほたる採取・観察会等のホタル再生に向けての活動や、川づくりに熱心なまちづくり推進協議会の役員（竹中氏）の密着取材を行っていただき、活動が放映された結果、名張市民に対しアピールできていると思われます。 今後の産卵状況を慎重に観察し、成長の中間報告が出来る様協力していきたいと思えます。		

感想  
考察

◆活動目的の達成状況について (参加者意見等より)

現在進行中のカワニナ・ホタルの飼育状況や、名張川のホタル再生に向けた取り組み内容を説明し、今後の活動への理解協力を求めることができましたと思います。

意見交換や感想を頂くなかで、昔の川の様子やホタルの飛翔の様子を聞くことができ、ホタルが飛び交う将来の川の姿をみんなで想像し共有できたことから、今後の活動への参加や人工飼育を共同で行って行くなど、地域全体の取り組みに発展していく1歩となったように思います。

◆活動運営状況について (要員間の連絡体制や安全管理体制の評価)

名張地区まちづくり推進協議会・まちなか交流部会との連携活動ということもあり、協議会や交流部会の方々に中心に動いていただき、スタッフ間の連絡調整や降雨による内容変更の判断等、円滑に実施できたと思います。

参加者  
意見

実際に近くで見たことも触ったこともなかったので良かった。

オス・メスの区別が解って楽しかった。

来年は一緒に飼育してみたい。

※内容変更によりアンケートを実施できなかったため参加者から聞き取り

活動状況

ホタルの生態・ホタル飼育状況の説明	ホタルの生態・ホタル飼育状況の説明
	
ホタルの生態・ホタル飼育状況の説明	ホタル鑑賞
	

活動状況

ホタル鑑賞



ホタル鑑賞



ホタル鑑賞



左大:メス 右小:オス  
オスは第6腹節と第7腹節が発光するが、メスは第6腹節だけが発光する。

ホタル鑑賞



飼育箱



カワニナ飼育状況



カワニナ飼育状況



繁殖期は春と秋で、雌は卵ではなく微小な仔貝を300-400匹ほど産み落とす。

アドバンスコープ取材



# ほたる鑑賞会



主催 まちなか運営協議会  
名張市旧細川邸やなせ宿  
共催 名張地区まちづくり推進協議会  
まちなか交流部会  
後援 キッズスクウェア

当協議会では

「名張の自然に触れましょう!!」をテーマに、下記の要項で  
「名張川のほたる鑑賞会」を計画致しました。  
みなさんお誘いあわせのうえご参加ください!!



日 時：平成23年 6月18日(土)  
午後7時～(2時間程度)

集合場所：新町 旧細川邸やなせ宿

内 容：蛍の話と鑑賞、そうめんの振る舞い

参加費：無料

募集人員：先着30名 小雨決行

最終〆切：平成23年 6月17日(金曜日)

∴ 動きやすい服装でご参加下さい。

やなせ宿の駐車場はご利用いただけません。

イオン名張店・愛宕神社(新町橋付近)の駐車場をご利用下さい。



※ 参加申し込み・お問い合わせの方は

やなせ宿【電話 62-7760】までお願いします。



きりとりせん

「ほたる鑑賞会」 参加申込書

お名前 \_\_\_\_\_ 年齢 \_\_\_\_\_ 才 \_\_\_\_\_ 男性 ・ 女性

ご住所 \_\_\_\_\_

お電話 \_\_\_\_\_

活動No	H23-⑤	実施河川レンジャー	溝延河川レンジャー
活動名	名張川ウォーキング・バードウォッチング&ビオトープ生物確認		
実施日	平成23年7月31日(日) 13:00～15:30		
実施場所	名張川河川敷 (糸川橋～沖津藻大橋)		
活動目的	名張川の川沿いを散策し、身近な川での自然体験を行なうとともに、平成22年度の活動で設置したビオトープを観察、水生生物や植物の調査を行い、川への一層の関心をもってもらう。		
参加者	5名 (大人5名)		
活動内容	<p>①名張川ウォーキング・バードウォッチング 13:00～14:00 平尾山カルチャーパークに集合し、カルチャーパークから新夏見橋、糸川橋、沖津藻大橋の区間約2kmを徒歩で移動し、名張川の様子や河川に生息している鳥類の観察を行った。</p> <hr/> <p>②ビオトープ観察 14:00～15:00 昨年度名張川の河川敷内に設置したビオトープで、棲息している魚介類や水生昆虫の観察、生物指標による水質の確認を行った。</p> <hr/> <p>③まとめ・アンケートの記入 15:00～15:30 生物確認で見つけた魚や水生生物の種類と個数等を確認し、調査票にまとめた。 また、今後の活動への参考となるよう、アンケート調査を行った。</p>		
講師	なし		
感想考察	<p>◆活動全般について 今回は、安全対策を十分に行なうとの見地より、実施可否の判断をビオトープの水位(通常時より0.15m上昇時)により決定することとしており、数日前のゲリラ降雨により、河川の水位が増した状況であったが、開催日は中止条件をクリアしていたので当初予定通り実施しました。 事前参加申込のあった小学生2名が前日確認で不参加となり、大人だけのイベントとなりました。 夏休みに入る直前のチラシ作成となったのと、市への広報誌掲載依頼のタイミングが悪く(1ヶ月前に持ち込み要)広報誌への掲載が不可となり、名張小学校区放課後児童クラブへの配布も不可でした。名張市広報誌には、8月のイベントが目白押しで、8月開催は、気候条件よりも避けた方がよいのではと思います。また、小学生の参加を改善する工夫が今後、必要と思います。 ビオトープは2月作成時の状況がほぼ維持されており、今後も多少手入れを加え、水辺に親しみやすいイベント実施場所として継続利用を希望します。 ビオトープ内の水生生物の種類は少なかったですが、カワニナが多数生息していることが確認されました。 身近な見慣れた場所でのイベントでありましたが、参加者の中には、川べりを歩いたことも無く新鮮な体験ができたとの感想もあり、今後、川べりを散策し、憩いを得る環境の整備が必要と感じられました。 当日の天候は、30度程度のうす曇りの状況で熱中症になる人もなく無事に終了しました。</p>		

感想  
考察

◆活動目的の達成状況について(アンケート調査結果等より)

川に親しみをもってもらい、河川環境を守ることに前向きな考えを持っていただいたと思います。

◆活動運営状況について(要員間の連絡体制や安全管理体制の評価)

イベント実施可否の判断基準として、ビオトープの水位が通常時より15cm上回った場合に設定したのは適切であったと思います。安全管理の強化では、連絡体制、緊急搬送車の現場付近への配置を行った。また、熱中対策として、冷たい飲み物、休憩用の椅子を事前に木陰に配置し適切な安全管理が行えたと思います。

参加者  
意見

回答者数 : 5 名

○活動は楽しかったか?

すごく楽しかった(2)      楽しかった(3)

○活動時間はどうだったか?

ちょうど良かった(5)

○活動に参加して「川」に興味や関心を持ったか?

はい(5)

○川についてもっと知りたいと思ったか?

すごく知りたいと思った(2)      少し知りたいと思った(3)

○今までに「川」に関する活動や学習会に参加したことがあるか?

はい(3)      いいえ(2)

○今までに「河川レンジャー」の活動に参加した事があるか?

はい(3)      いいえ(2)

○活動に参加しての感想や意見

- ・いつも通っている所ですがよく見ると色々楽しくいがいびっくりすることが多かった。
- ・子供に帰ることが出来て楽しく過ごさせて頂きました。
- ・時間帯をかんがえると、もう少し早くてもよい。

○今後、参加してみたい活動や勉強会は?

ウォーキング(3)      野鳥観察会(3)      水生生物調査(1)      自然学習(1)      防災学習(1)

○「川」について感じていることや思っていることは?

・ゴミが多い。背の高い草木が多い。      ・川のせせらぎ、滝。      ・きれい

○これから、どんな「川」になったらいいと思うか?

・安全で楽しく談話できる場所作り。      ・きれいな川。      ・泳げる川

○きれいな「川」にするためにみんなができることは?

・生活のごみや水を汚さない事。      ・川に汚い水を流さない。      ・ごみ拾い。

○多くの方に活動に参加してもらうために、どのような広報を希望するか?

- ・市民が寄ってくるイベントで配布する。
- ・友人に話す。
- ・名張広報誌にのせる事。

活動状況

注意事項等の説明



名張川ウォーキング・バードウォッチング



名張川ウォーキング・バードウォッチング

名張川ウォーキング・バードウォッチング



名張川ウォーキング・バードウォッチング

名張川ウォーキング・バードウォッチング



名張川ウォーキング・バードウォッチング

名張川ウォーキング・バードウォッチング





活動状況

ビオトープ生物観察



ビオトープ生物観察



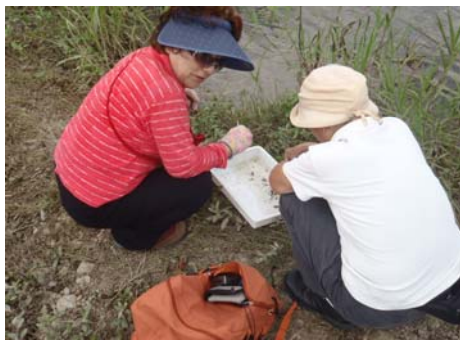
ビオトープ生物観察



ビオトープ生物観察



ビオトープ生物観察



ビオトープ生物観察



ビオトープ生物観察(カワニナ)



まとめ・アンケート





参加者募集

# 名張川ウォーキング・バードウォッチング &ピオトープ生物確認

～みんなで歩いて名張川の再発見とピオトープの生物観察をしませんか～

平成23年  
7月31日(日)  
10月30日(日)  
参加無料

日時	平成23年7月31日(日) 13:00～16:00 平成23年10月30日(日) 13:00～16:00
場所	名張川河川敷(新夏見橋付近)
定員	20名(先着順) <span style="margin-left: 50px;">参加費 無料</span>
対象者	小学生以上 ※小学校低学年以下の方は、保護者もしくは引率者の同伴が必要です。



活動内容 (予定)	名張川の川沿いを散策し、2月にみんなで作ったピオトープにすむ水生生物や植物の観察を通して、名張川を再発見しましょう!!	
	12:45～	受付開始(下地図をご覧ください)
	13:00～13:15	開会の挨拶
	13:15～13:30	集合場所より名張川の河岸に移動します
	13:30～14:30	河岸でのバードウォッチングとウォーキング
	14:30～15:30	ピオトープでの生物観察
	15:30～15:40	アンケート
	15:40～16:00	集合地に移動して閉会の挨拶
	16:00～	解散

持ち物	<ul style="list-style-type: none"> <li>動きやすい服装で起こし下さい。</li> <li>バードウォッチング用双眼鏡 ※双眼鏡の無い方は事務局準備分利用可</li> <li>ピオトープ観察で川中に入りたい人は運動靴、タオルを準備下さい。</li> </ul>
-----	--

その他	川の水位が高くなっている場合や当日雨天の場合は活動を中止します。(活動前日17:00または当日9:00に決定します)
-----	--

申込方法	TEL: 溝延河川レンジャー 090-2184-9666 FAX: 参加申込書より申込下さい。 申込期限: 平成23年7月28日(木)まで
------	---

集合 平尾山カルチャーパーク入口付近 12:45受付開始

【住所】三重県名張市桜ヶ丘3088-1 (市立図書館より東に徒歩100m)

【会場までのアクセス】

- 鉄道の場合 近鉄名張駅下車 東に徒歩約12分
- 車の場合 平尾山カルチャーパーク内の駐車場をご利用できます。

**参加申込書** FAXでお申込みいただく場合は、以下に必要事項をご記入の上、事務局まで送付下さい。  
送付先: 木津川上流管内河川レンジャー(試行)事務局 FAX 0595-62-0477

参加活動	参加を希望される活動日を選んで下さい。 1. 平成23年7月31日(日)      2. 平成23年10月30日(日)
参加者氏名	(学校: _____ 学年: _____)
参加者住所	〒 _____
保護者 引率者氏名	連絡先 (電話番号) _____

支援: 国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所

活動No	H23-⑥	実施河川レンジャー	西・廣岡河川レンジャー (合同活動)
活動名	川下り・カヌー体験		
実施日	平成23年7月23日(土) 10:00～15:00 ※台風の影響による水位上昇のため、活動を中止		
実施場所	伊賀市依那古地区 木津川河川敷		
活動目的	<p>参加者に川の中を歩いてもらい、川底が滑る事や急に深さが変わる事、流れの強さなどを体験してもらうとともに、その体験の中からどうすれば安全に川と付き合えるのか、川を楽しむ事が出来るかを考えてもらう。</p> <p>また、川遊びとしてカヌー体験も行い、川と触れ合い、川の事や環境の事を考えるきっかけ作りを行う。</p>		
参加者	-		
活動内容 (計画時)	<p>①川下り体験 伊賀市沖地区から市部地区までの約1.5km区間の川下りを行う。 (例年は猪田地区までの約2.0kmとしているが今回は短縮して実施)</p> <hr/> <p>②河川敷での昼食 関係者(協力団体等)にてカレーを作り、昼食を取る。</p> <hr/> <p>③カヌー体験と水際観察 参加者を2班に分け、カヌー・カヤックに乗って川遊び体験を行う。 また、箱メガネでの水際観察も行う。</p>		
講師	なし		
感想 考察	<p>当日の天候は回復したが前夜の雨もあり水量と濁りが解消しなかったため、カヌー体験を出来る状態ではなく、川下りも未経験者にとっては厳しい状況であると判断し、中止を決定しました。水量の多い中での川の流れを体験するには良い機会という意見もあったが、中止判断は適切であったと考えます。</p> <p>事前申込者は約50名となっており、参加者が川に直接触れることのできる活動は、多くの方の参加が見込まれ、今後の活動計画の参考にしていきたいと思います。</p>		

木津川上流管内  
河川レンジャー

参加者募集

# 川下り・カヌー体験

川を感じ  
川を感じ

- ・川は楽しい所、でも遊び方を知らない。
- ・知らないから危ない、だから近づかない。
- ・近づかないから、川の大切さを知らない

川と友達になる事から始めませんか！！

川を楽しむ  
川を楽しむ

7/23 (土)

10:00~15:00

伊賀市依那古地区 木津川河川敷

河川レンジャー

～川を感じ、川を楽しむ～

# 『川下り・カヌー体験』

7月23日(土)  
参加費  
1人500円

日時	平成 23 年 7 月 23 日 ( 土 ) 10 : 00 ~ 15 : 00
場所	伊賀市依那古地区 木津川河川敷
定員	70名(先着順)
参加費	1人500円 ※保護者・引率者の方もお願いします
対象者	小学生以上 ※小学校低学年以下の方は、保護者もしくは引率者の同伴が必要です。



活動内容 (予定)	みんなで川の中を歩き、川底がすべることや急に深さが変わること、流れの強さなどを体験し、どうすれば安全に川と付き合えるのか、川を楽しむ事が出来るかを考えましょう！ また、カヌー体験や水生生物調査を通して川とふれあい、川の事や環境の事をみんなで考えましょう！															
	<table border="1"> <tr> <td>9 : 45 ~</td> <td>受付開始 (下地図をご覧ください)</td> </tr> <tr> <td>10 : 00 ~ 10 : 30</td> <td>開会挨拶、準備体操</td> </tr> <tr> <td>10 : 30 ~ 11 : 30</td> <td>川下り (沖地区から市部地区までの約1.5km区間) 浮かんだり、流されたりしながら川下りを体験します！</td> </tr> <tr> <td>11 : 30 ~ 12 : 00</td> <td>出発地に移動</td> </tr> <tr> <td>12 : 00 ~ 13 : 00</td> <td>昼食 (カレーを作ってみみんなで食べましょう！)</td> </tr> <tr> <td>13 : 00 ~ 14 : 30</td> <td>カヌー体験と水際観察 カヌーやゴムボートで川面をすべり、気持ちよさを体験します！ 川の中にいる魚や水生生物を観察しましょう！</td> </tr> <tr> <td>14 : 30 ~ 15 : 00</td> <td>着替え、終了準備、アンケート記入</td> </tr> <tr> <td>15 : 00 ~</td> <td>閉会挨拶、解散</td> </tr> </table>	9 : 45 ~	受付開始 (下地図をご覧ください)	10 : 00 ~ 10 : 30	開会挨拶、準備体操	10 : 30 ~ 11 : 30	川下り (沖地区から市部地区までの約1.5km区間) 浮かんだり、流されたりしながら川下りを体験します！	11 : 30 ~ 12 : 00	出発地に移動	12 : 00 ~ 13 : 00	昼食 (カレーを作ってみみんなで食べましょう！)	13 : 00 ~ 14 : 30	カヌー体験と水際観察 カヌーやゴムボートで川面をすべり、気持ちよさを体験します！ 川の中にいる魚や水生生物を観察しましょう！	14 : 30 ~ 15 : 00	着替え、終了準備、アンケート記入	15 : 00 ~
9 : 45 ~	受付開始 (下地図をご覧ください)															
10 : 00 ~ 10 : 30	開会挨拶、準備体操															
10 : 30 ~ 11 : 30	川下り (沖地区から市部地区までの約1.5km区間) 浮かんだり、流されたりしながら川下りを体験します！															
11 : 30 ~ 12 : 00	出発地に移動															
12 : 00 ~ 13 : 00	昼食 (カレーを作ってみみんなで食べましょう！)															
13 : 00 ~ 14 : 30	カヌー体験と水際観察 カヌーやゴムボートで川面をすべり、気持ちよさを体験します！ 川の中にいる魚や水生生物を観察しましょう！															
14 : 30 ~ 15 : 00	着替え、終了準備、アンケート記入															
15 : 00 ~	閉会挨拶、解散															

持ち物	<ul style="list-style-type: none"> <li>川下り用の長袖・長ズボン・はきなれた靴 (サンダルは不可)</li> <li>着替え・タオル・替えの靴</li> <li>お茶などの飲料水</li> <li>軍手は当日配布します。</li> </ul>
-----	--

その他	雨天時や川の水量が多い場合は、安全を考慮して活動を中止または、活動内容を変更する場合がありますのでご了承下さい。 (活動前日17:00または当日6:00に決定します)
-----	--

申込方法	TEL: 西河川レンジャー 090-3382-9903 廣岡河川レンジャー 090-3169-1038 FAX: 参加申込書より申込下さい。 申込期限: 平成23年7月19日(火)まで
------	---

集合 伊賀市沖・木津川河川敷 9:45受付開始

【場所】  
三重県伊賀市沖地区  
木津川東側の河川敷

【会場までのアクセス】  
●鉄道の場合  
伊賀鉄道依那古駅下車  
西に徒歩約5分

●車の場合  
上野原ICよりR422を南に  
約10分  
R165青山交差点より  
約10分  
駐車場は、会場河川敷  
もしくは対岸の河川敷を  
予定しています。

## 参加申込書

FAXでお申込みいただく場合は、以下に必要事項をご記入の上、事務局まで送付下さい。  
送付先: 木津川上流管内河川レンジャー(試行)事務局 FAX 0595-62-0477

参加者氏名	(学校: _____ 学年: _____)	
参加者住所	〒 _____	
保護者 引率者氏名	連絡先 (電話番号)	

支援: 国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所

活動No	H23-⑦	実施河川レンジャー	溝延河川レンジャー
活動名	洪水対策学習会		
実施日	平成23年8月7日(日) 13:00～16:00 ※参加申込者なしのため、活動を中止		
実施場所	名張市旧細川邸やなせ宿 名張川水位観測所		
活動目的	名張川の上流に設置されている室生・青蓮寺・比奈知ダムをはじめ、名張市や国土交通省が洪水に備えてどのような活動をされているか学習し、防災や減災について考える機会とする。		
参加者	-		
活動内容 (計画時)	<p>①水位観測所見学 やなせ宿近辺の水位観測所を訪れ、水位観測・情報送信の仕組みを実地見学する。</p> <hr/> <p>②洪水対策に対する各機関の実務学習 水資源機構、国土交通省、名張市危機管理室が洪水に備えてどのような活動をされているか学習し、質疑・応答や意見交換会を通じて防災や減災について考える。</p>		
講師 (計画時)	水資源機構、国土交通省、名張市危機管理室担当者		
感想 考察	<p>近年の局所的ゲリラ降雨の発生などにより、河川流域の住民が、洪水の災害に遭遇する危険性が增大しているとの見地より、地域住民が洪水への対策がどうなされているか事前学習しておくことは、危険回避のために大いに参考になると判断され、今回の学習会を企画しました。</p> <p>当初の企画は参加対象者を一般市民・自治会防災担当者としていましたが、国土交通省の要請により、小学生高学年・中学生に対象を切り替えました。結果として、参加者は0名となり、初期の目的を達することができなくて残念でした。</p> <p>チラシの配布をお願いしたテニス同好会のメンバーより、まず、親が学習してから、子供に教えるという順序になるのではないかと指摘を受けました。</p> <p>洪水に対しては、居住している地理的地域特性により関心度が異なると思われるので、次回開催を予定するなら、旧名張市街で洪水の危険性の可能性のある名張小学校・中学校の区域住民を対象に募集を行なうことが適切でないかと考察されます。</p>		



防災・減災を考えよう  
洪水対策学習会

日時 8月7日(日)午後1時～4時  
 場所 やなせ宿(新町)  
 対象 小学4年生～中学生  
 定員 30人 ※先着順  
 申込 8月4日(木)までに電話で問  
 い合わせ先へ ◎参加無料  
 河川レンジャー(溝延)  
 ☎ 090-2184-9666

←名張市広報誌  
 「広報なばり」(7-4号)

河川レンジャー
参加者募集

# 『洪水対策学習会』

～みんなで防災や減災について考えましょう～

日時	平成23年8月7日(日) 13:00～16:00	
場所	名張市旧細川邸やなせ宿・名張川水位観測所ほか	
定員	30名(先着順)	参加料 無料
対象者	小学校高学年～中学生	

名張川の上流に設置されているダムや、名張市や国土交通省が洪水に備えてどういった活動をしているかを学習し、みんなで防災や減災について考えましょう！

活動内容(予定)	12:45～13:00 受付開始(下地図をご覧ください)
	13:00～13:10 開会の挨拶
	13:10～13:45 名張川の水位観測所の見学(川の水の高さを測る機械を見てみよう！)
	13:45～14:15 雨量計測・水位計測・ダム放流のお話
	14:15～14:45 国土交通省の洪水対策のお話
	14:45～15:15 名張市の洪水対策のお話
	15:15～15:45 意見交換会(みんなで防災や減災について考えましょう！)
	15:45～16:00 アンケートと閉会の挨拶
	16:00～ 解散

平成23年  
8月7日(日)  
参加無料

持ち物	水位観測所の現地見学を実施しますので、動きやすい服装で起こし下さい。また、降雨に備え、雨具等の準備もお願いします。
その他	活動当日に、降雨等の気象警報が発令された場合は活動を中止します。(当日朝9:00決定)
申込方法	TEL: 溝延河川レンジャー 090-2184-9666 FAX: 参加申込書より申込下さい。 申込期限: 平成23年8月4日(木)まで

**参加申込書**

FAXでお申込みいただく場合は、以下に必要事項をご記入の上、事務局まで送付下さい。  
 送付先: 木津川上流管内河川レンジャー(試行)事務局 FAX 0595-62-0477

参加者氏名	(学校: )	(学年: )
参加者住所	〒	
保護者 引率者氏名	連絡先 (電話番号)	

**集合** 名張市旧細川邸やなせ宿 12:45受付開始

【住所】  
三重県名張市新町136

【会場までのアクセス】

- 鉄道の場合  
近鉄名張駅下車  
西に徒歩約14分
- 車の場合  
イオン名張店もしくは  
愛宕神社の駐車場を  
ご利用できます。

支援: 国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所

活動No	H23-外① ※年間活動計画外	実施河川レンジャー	西・廣岡・溝延河川レンジャー
活動名	<b>やなせ祭り</b> <b>(やなせ宿主催・河川レンジャー協力活動)</b>		
実施日	平成23年6月4日(土) 9:00～17:00		
実施場所	名張市旧細川邸やなせ宿 名張川河川敷		
活動目的	やなせ宿主催の「やなせ祭り」に協力参加し、"名張川に生息する生き物にふれましょう!!"をテーマに開催される「名張川ウォッチング(水生生物調査)」の運営スタッフとして、親子で川に親しんでもらい、名張川的环境や水質を知ってもらうとともに、これからの名張川をどのようにしたらいいか考えていく機会とする。 また、同イベント内にて河川レンジャー活動のPRも行う。		
参加者	名張川ウォッチングの参加者：19名 (大人6名、子供13名)		
活動内容	①名張川ウォッチング!! 9:00～12:00 川に親しんでもらうキッカケとして、魚クイズやペットボトルで「もんどり(魚のしかけ)」の工作を行い、実際に名張川に仕掛けを行った。また、名張川新町橋付近で水生生物調査を行い、名張川的环境や水質についての学習を行った。		
	②やなせ祭り 12:00～17:00 河川レンジャー活動のPRとして、やなせ祭り参加者に「河川レンジャーについて」や「今までの河川レンジャー活動」の説明等を行った。		
講師	なし		
感想考察	やなせ宿からの協力要請で参加させていただきましたが、近隣子ども達の参加もあり、水生生物の観察での川との触れ合いもでき、有意義な活動になったと思います。 ペットボトルでの工作は、親子で協力している姿もあり参加してくれた親子にとっても楽しい時間を過ごしてもらえたと思います。 やなせ宿との協力体制は河川レンジャーの活動を進めていく上で必要な連携と考えられ、今後も協力し合いながら、市民の皆さんの川との触れ合いの機会を増やしていきたいと考えます。		



活動状況

魚クイズ



ペットボトルで魚の仕掛け工作



ペットボトルで魚の仕掛け工作



ライフジャケットの準備



水生生物調査



水生生物調査



水生生物調査



河川レンジャー活動のPR



名張市旧細川邸やなせ宿  
おかげさまで3周年

# やなせ祭り

陶芸市  
やなせ市  
名張川ウォッチング  
フリーマーケット  
ライブコンサート  
樽太鼓演奏  
模擬店

6月4日(土)・5日(日)  
午前9:00~午後5:00

- 6月4日(土)
- 陶芸・陶器の展示
  - やなせテント市  
(野菜・花苗・古  
フリーマーケット)
  - 模擬店  
(豆腐田楽・焼き  
赤飯・手作りお  
アイスクリーム)
  - ワンディレスト  
(レストランやな)
  - 河川レンジャー  
(国土交通省近畿地方  
ライブラリー)
  - ライブコンサート  
(室生音楽の森  
午後 2:00~)
- 両方共無料
- 金魚すくい  
午前 11:30~
- 名張川ウォ  
● 名張川親子  
午前9:30
- 主催:まちなか運  
※ やなせ宿駐車場は

## 名張川ウォッチング!!



主催 まちなか運営協議会  
名張市旧細川邸やなせ宿  
共催 キッズスクウェア

当協議会では

「名張川に生息する生物に触れましょう!!」をテーマに、  
やなせ祭りのイベントとして、川辺の生物学習及び親子交流会  
「やなせ宿名張川ウォッチング」を計画致しました。  
みなさんお誘いあわせのうえどしどしご参加ください!!



日 時:平成23年 6月4日(土)  
午前 9:30 集合 受付  
午前 10:00 中庭水槽前での魚の観察  
午前 10:30 名張川中州でのふれ合い観察会

集合場所:新町 「旧細川邸やなせ宿」  
内 容:川辺での生物観察  
講 師:竹中 淑博さん 河川レンジャーの皆さん  
参加費:100円(保険料 等) 金魚すくい無料券進呈(子供さん限定)  
募集人員:親子15組程度 小雨決行(晴天でも水流水量により判断致します)  
持 ち 物:タオル、着替え等、濡れても良い靴又はビーチサンダル、帽子  
動きやすい服装でご参加下さい。(観察用具はご用意します。)

川に入りますので、濡れても良い服装でお越し下さい。

最終〆切:平成23年 6月1日(水曜日) 保護者同伴をお願いします。

お車で越しのお方は、  
当日やなせ祭りイベントの為、やなせ宿駐車場はご利用いただけません。  
イオン名張店・愛宕神社(新町橋付近)をご利用下さい。

※ 参加申し込み・お問い合わせの方は  
やなせ宿【電話 62-7760】までお願いします。

きりとりせん

「名張川ウォッチング」 参加申込

保護者同伴でご参加下さい。

保護者  
お名前 \_\_\_\_\_ 年齢 \_\_\_\_\_ 才 \_\_\_\_\_ お電話番号 \_\_\_\_\_

ご住所 \_\_\_\_\_

子供お名前 \_\_\_\_\_ 年齢 \_\_\_\_\_ 才 \_\_\_\_\_ 子供お名前 \_\_\_\_\_ 年齢 \_\_\_\_\_ 才 \_\_\_\_\_

## 運営要領(案)の改正について

[次第に戻る](#)

# 木津川上流管内河川レンジャー(試行) 運営要領(案)

改正案 新旧対照表

木津川上流管内河川レンジャー(試行) 懇談会

現 行	改 正 案
<p><b>木津川上流管内河川レンジャー(試行)運営要領(案)</b></p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条-第4条)</p> <p>第2章 木津川上流管内河川レンジャー(第5条-第21条)</p> <p>第3章 木津川上流管内河川レンジャー懇談会(第22条-第34条)</p> <p>第4章 木津川上流管内河川レンジャー会議(第35条-第41条)</p> <p>第5章 木津川上流管内河川レンジャー推薦委員会(第42条-第48条)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 雑則(第49条)</p> <p>附則</p>	<p><b>木津川上流管内河川レンジャー(試行)運営要領(案)</b></p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条-第4条)</p> <p>第2章 木津川上流管内河川レンジャー(第5条-第21条)</p> <p>第3章 木津川上流管内河川レンジャー懇談会(第22条-第27条)</p> <p>第4章 木津川上流管内河川レンジャー会議(第28条-第33条)</p> <p>第5章 木津川上流管内河川レンジャー推薦委員会(第34条-第40条)</p> <p><u>第6章 木津川上流管内河川レンジャー講座(第41条-第44条)</u></p> <p>第7章 雑則(第45条・第46条)</p> <p>附則</p>
<p><b>第1章 総則</b></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この運営要領(案)は、木津川上流管内河川レンジャー(以下「河川レンジャー」という。)活動の運営について定めるものである。</p>	<p><b>第1章 総則</b></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>本</u>運営要領(案)は、木津川上流管内河川レンジャー(以下「河川レンジャー」という。)活動の運営について定めるものである。</p>
<p>(河川レンジャーを運営する組織)</p> <p>第2条 河川レンジャーを運営する組織は、次の各号に掲げる組織をもって構成する。</p> <p>(1) 木津川上流管内河川レンジャー懇談会(以下「懇談会」という。)</p> <p>(2) 木津川上流管内河川レンジャー会議(以下「レンジャー会議」という。)</p> <p>(3) 木津川上流管内河川レンジャー推薦委員会(以下「推薦委員会」という。)</p> <p>2 前項各号の組織は、木津川上流河川事務所長(以下「事務所長」という。)が設置する。</p> <p>3 <u>第1項各号の組織を運営するために、木津川上流管内河川レンジャー事務局(以下「事務局」という。)を設置する。</u></p> <p>4 第1項各号の組織間の関係は、木津川上流管内河川レンジャー機構図に示すとおりとする。</p> <p>5 <u>事務所長は、第1項各号の組織を設置するに当たっては、必要に応じ、細則を別途定めること</u></p>	<p>(河川レンジャー<u>活動</u>を運営する組織)</p> <p>第2条 河川レンジャー<u>活動</u>を運営する組織は、次の各号に掲げる組織をもって構成する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p><u>3 削る。</u></p> <p>3 (省略)</p> <p><u>5 削る。</u></p>

現 行	改 正 案
<u>ができるものとする。</u>	
<p>(木津川上流管内河川レンジャー運営業務等)</p> <p>第3条 事務所長は、河川レンジャー及び前条第1項各号の組織を運営する<u>ものとする。</u></p> <p>2 前条第3項の事務局は、木津川上流河川事務所管理課並びに事務所長が指定した者とする。</p>	<p>(事務局)</p> <p>第3条 事務所長は、河川レンジャー活動及び前条第1項各号の組織を運営する<u>ために、木津川上流管内河川レンジャー事務局(以下「事務局」という。)を設置する。</u></p> <p>2 事務局は、木津川上流河川事務所管理課並びに事務所長が指定した者とする。</p>
<p>(経費の負担)</p> <p>第4条 事務所長は、次の各号に掲げる経費等を実費負担する。</p> <p>(1) 河川レンジャーの活動に必要な経費及び備品等の購入等費用</p> <p>(2) 懇談会、レンジャー会議、推薦委員会及び講座の開催運営費用</p>	<p>(経費の負担)</p> <p>第4条 事務所長は、次の各号に掲げる経費等を実費負担する。</p> <p>(1) 河川レンジャーの活動に必要な経費及び備品の購入等費用</p> <p>(2) (省略)</p>
<p><b>第2章 木津川上流管内河川レンジャー</b></p> <p>(河川レンジャーの構成)</p> <p>第5条 河川レンジャーは、個人をもって構成する。</p>	<p><b>第2章 木津川上流管内河川レンジャー</b></p> <p>(河川レンジャーの構成)</p> <p>第5条 (省略)</p>
<p>(河川レンジャーの役割)</p> <p>第6条 河川レンジャーは、淀川水系河川整備計画で示している行政と住民等との連携や協働を必要とする事項を推進するため、行政と住民との間に立って、防災学習や水防活動等の防災・減災を推進する活動、河川にかかわる環境学習等の文化活動や動植物の保全等の活動を実施するとともに、比較的穏便で危険を伴わない範囲における河川管理上の役割を担い、河川と地域との良好な関係を構築する。</p>	<p>(河川レンジャーの役割)</p> <p>第6条 河川レンジャーは、淀川水系河川整備計画で示している行政と住民等との連携や協働を必要とする事項を推進するため、行政と住民との間に立って、防災学習や水防活動等の防災・減災を推進する活動、河川にかかわる環境学習等の文化活動や動植物の保全等の活動を実施するとともに、比較的穏便で危険を伴わない範囲における河川管理上の役割を担い、河川と地域との良好な関係を構築する<u>ことを役割とする。</u></p>
<p>(河川レンジャーの活動内容)</p> <p>第7条 河川レンジャーは、次の各号に掲げる活動を行う。</p> <p>(1) 防災・減災、救援・救難の推進を図る活動</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>自分で守る・皆で守る・地域で守る取り組みの促進</u></p> <p>(2) 河川の環境保全を図る活動</p> <p style="padding-left: 40px;">イ 河川環境保全・再生の普及・啓発・学習・住民参加の促進</p>	<p>(河川レンジャーの活動内容)</p> <p>第7条 河川レンジャーは、次の各号に掲げる活動を行う<u>ものとする。</u></p> <p>(1) 防災・減災、救援・救難の推進を図る活動 <u>自分で守る・皆で守る・地域で守る取り組みの促進</u></p> <p>(2) (省略)</p>

現 行	改 正 案
<p>ロ 河川環境のモニタリング</p> <p>八 水質改善のための啓発活動</p> <p>(3) 河川の適正な利用の推進を図る活動 <u>河川環境の保全・再生の普及・啓発・学習</u></p> <p>(4) 節水意識の普及・啓発活動</p> <p>(5) 日常的な河川管理活動 <u>河川管理についての理解・普及・啓発・学習・住民参加促進</u></p> <p>(6) 河川にかかわる歴史・文化の普及・啓発活動</p> <p>(7) 河川行政と地域・住民・住民団体のコーディネートを図る活動</p> <p>(8) 川づくり・まちづくりへの参画・支援活動</p> <p>(9) 木津川上流に関心を持ち愛護する人材を育成する活動</p> <p>(10) 河川レンジャー活動に関するニュースの発行等の情報の発信</p> <p>2 河川レンジャーは、活動を通して第1項に規定する活動のほか、河川レンジャーの人材発掘、<u>河川レンジャーとしてふさわしい活動をレンジャー会議に提案することができる。</u></p> <p>3 河川レンジャーは、河川レンジャーとしての活動中において、宗教活動、政治活動及び営利活動並びにこれら行為と紛らわしい行為を行ってはならない。</p>	<p>(3) 河川の適正な利用の推進を図る活動 <u>河川環境の保全・再生の普及・啓発・学習</u></p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) 日常的な河川管理活動 <u>河川管理についての理解・普及・啓発・学習・住民参加促進</u></p> <p>(6) (省略)</p> <p>(7) (省略)</p> <p>(8) (省略)</p> <p>(9) (省略)</p> <p>(10) (省略)</p> <p>2 河川レンジャーは、活動を通して前項に規定する活動のほか、河川レンジャーの人材発掘<u>や河川レンジャーとしてふさわしい活動をレンジャー会議に提案することができるものとする。</u></p> <p>3 (省略)</p>
<p>(河川レンジャーの活動範囲及び活動拠点)</p> <p>第8条 河川レンジャーの活動範囲は、木津川上流管内とする。</p> <p>2 河川レンジャーの活動拠点は、伊賀上野出張所構内にある上野遊水地集中管理センター資料室内に置く。</p>	<p>(河川レンジャーの活動範囲及び活動拠点)</p> <p>第8条 河川レンジャーの活動範囲は、木津川上流<u>域</u>とする。</p> <p>2 (省略)</p>
<p>(河川レンジャーの定員)</p> <p>第9条 河川レンジャーの定員は、若干名とする。</p>	<p>(河川レンジャーの定員)</p> <p>第9条 (省略)</p>
<p>(河川レンジャーの任期)</p> <p>第13条 河川レンジャーの任期は、任命された日から当該年度の3月31日までとする。ただし、再</p>	<p>(河川レンジャーの任期)</p> <p>第10条 河川レンジャーの任期は、任命された日から当該年度の3月31日までとする。ただし、再</p>

現 行	改 正 案
<p>任は妨げない。</p> <p>2 再任を行うに当たっては、レンジャー会議において妥当性を確認し、再任予定者として第 11 条第 3 項の報告を行うものとする。</p> <p>3 再任期間は再任された日から当該年度の 3 月 31 日までとする。</p>	<p>任は妨げない。</p> <p><u>2 削る。</u></p> <p><u>2</u> 再任期間は再任された日から当該年度の 3 月 31 日までとする。</p>
<p>(河川レンジャーの応募要件)</p> <p>第 10 条 河川レンジャーを応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。</p> <p>(1) 木津川上流管内の住人又はこの地域に通勤、通学する満 18 歳以上の者であること。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 地域固有の情報や知識に興味や関心があること。</p> <p>(3) 有能な河川レンジャーになれるよう日々熱意を持ち、自己研鑽や研修を惜しまないこと。</p> <p>(4) 公共施設の不正使用等の法令に違反する行為を行っていないこと。</p> <p>(5) 心身ともに健全で河川レンジャーとして活動できること。</p> <p>(6) <u>この運営要領(案)を遵守できること。</u></p> <p>2 河川レンジャーを応募する者は、前項各号に規定する要件を満たしているほか、次の各号に掲げる知識、経験及び資格等を有していることが望ましい。</p> <p>(1) 解説、通訳、啓発に関する技術(インタープリテーション技術)</p> <p>(2) コーディネートに関する知識と技術</p> <p>(3) 緊急時対応に関する知識</p> <p>(4) 危険予知及び回避などの安全確保や、安全教育に関する知識</p> <p>(5) 環境保全やまちづくりなどの豊富な市民活動の経験</p> <p>(6) 地域のスポーツ活動指導や青少年育成などの豊富な経験</p> <p>(7) 郷土史への精通</p> <p>(8) 川や水に関する豊富な知識や実務経験</p>	<p>(河川レンジャーの応募要件)</p> <p>第 11 条 河川レンジャー応募者は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。</p> <p>(1) 木津川上流<u>域で活動できる</u>満 18 歳以上の者であること。</p> <p><u>(2) 過去 2 年以内に、木津川上流発見講座(以下「発見講座」という。)の受講を修了している者又は河川レンジャー活動に 2 回以上参加している者であること。</u></p> <p>(3) 地域固有の情報や知識に興味や関心があること。</p> <p>(4) 有能な河川レンジャーになれるよう日々熱意を持ち、自己研鑽や研修を惜しまないこと。</p> <p>(5) 公共施設の不正使用等の法令に違反する行為を行っていないこと。</p> <p>(6) 心身ともに健全で河川レンジャーとして活動できること。</p> <p>(7) <u>本</u>運営要領(案)を遵守できること。</p> <p>2 河川レンジャー応募者は、前項各号に規定する要件を満たしているほか、次の各号に掲げる知識、経験及び資格等を有していることが望ましい。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(7) (省略)</p> <p>(8) (省略)</p>



現 行	改 正 案
<p>(9) 川の指導者(初・中・上級)としての経験</p> <p>(10) 自然観察指導員の資格</p> <p>(11) 救急・救命法受講の経験</p>	<p>(9) (省略)</p> <p>(10) (省略)</p> <p>(11) (省略)</p>
<p>(河川レンジャーの選考)</p> <p>第 11 条 河川レンジャーの選考は、次の各号に掲げる事項を満たし、河川レンジャーになることを希望する者を対象に、推薦委員会及びレンジャー会議にて行う。</p> <p>(1) 過去2年以内に「木津川上流発見講座」(以下「発見講座」という。)の受講を修了又は過去2年以内に河川レンジャー活動に2回以上参加した者</p> <p>(2) 「河川レンジャー養成講座」(以下「養成講座」という。)の受講を修了した者</p> <p>(3) 養成講座の受講修了後に、河川レンジャーとして行いたい活動の発表(プレゼンテーション)を行った者</p> <p>2 推薦委員会は、前項のプレゼンテーションの内容等により、河川レンジャー候補者を選考し、レンジャー会議に推薦する。</p> <p>3 レンジャー会議は、前項の河川レンジャー候補者の推薦を受けて審議を行い、当該候補者が、河川レンジャーとしてふさわしいと認められるときは、河川レンジャー予定者として決定し、事務所に報告する。</p> <p>4 推薦委員会並びにレンジャー会議は、「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」に基づき、河川レンジャーの選考に関する個人情報を必要かつ適切な安全管理措置を講じて取り扱う。</p>	<p>(河川レンジャー<u>予定者</u>の選考及び推薦)</p> <p>第 12 条 <u>推薦委員会は、河川レンジャー応募者並びに再任を希望する河川レンジャー(以下、「再任希望者」という。)の中から河川レンジャーとしてふさわしい者(以下「河川レンジャー予定者」という。)を選考し、事務所に推薦する。</u></p> <p><u>(1) 削る。</u></p> <p><u>(2) 削る。</u></p> <p><u>(3) 削る。</u></p> <p>2 <u>河川レンジャー応募者は、推薦委員会において河川レンジャーとして行いたい活動の発表(プレゼンテーション)を行わなければならない。</u></p> <p>3 <u>再任希望者は、推薦委員会において当該年度に実施した活動の報告等を行わなければならない。</u></p> <p>4 <u>削る。</u></p>
<p>(河川レンジャーの任命)</p> <p>第 12 条 事務所長は、前条第 3 項の報告により、河川レンジャー予定者を河川レンジャーとして任命できるものとする。</p>	<p>(河川レンジャーの任命)</p> <p>第 13 条 事務所長は、前条第 1 項の<u>推薦を受けたときは</u>、河川レンジャー予定者を河川レンジャーとして任命できるものとする。</p>

現 行	改 正 案
<p>(河川レンジャーの解任及び辞任)</p> <p>第 14 条 <u>レンジャー会議</u>は、河川レンジャーが次の各号に掲げる内容のいずれかに該当するときは、当該河川レンジャーを解任するための提案を事務所長に対して行うことができるものとする。</p> <p>(1) 活動の意志がないと認められるとき</p> <p>(2) 心身故障のため、活動の執行に堪えないと認められるとき</p> <p>(3) 公序良俗に反し、河川レンジャーとしてふさわしくない行為があると認められるとき</p> <p>(4) 活動中において宗教活動、政治活動、営利活動及びこれら行為と紛らわしい行為があると認められるとき</p> <p>(5) 公共施設の不正使用等の法令に違反する行為があると認められるとき</p> <p>(6) その他<u>この運営要領(案)</u>に違反したと認められるとき</p> <p>2 事務所長は、前項の提案を受けたときは、解任の理由が妥当であると認められるときは、河川レンジャーを解任する。</p> <p>3 <u>レンジャー会議</u>は、河川レンジャーから辞任の申し出を受けた場合は、<u>事務所長に報告し、事務所長は当該河川レンジャーの辞任を了承する。</u></p> <p>4 事務所長は、第 2 項の解任又は第 3 項の辞任の了承を行ったときは、懇談会及び<u>推薦委員会</u>に報告する。</p> <p>5 <u>レンジャー会議</u>は、第 1 項の<u>規定に基づく提案</u>を行うときは、事前に当該河川レンジャーに対して、<u>不服申し立てによる弁明の機会を与えなければならない。</u></p>	<p>(河川レンジャーの解任及び辞任)</p> <p>第 14 条 <u>推薦委員会</u>は、河川レンジャーが次の各号に掲げる内容のいずれかに該当するときは、当該河川レンジャーを解任するための提案を事務所長に対して行うことができるものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) その他、<u>本運営要領(案)</u>に違反したと認められるとき</p> <p>2 事務所長は、前項の提案を受け、解任の理由が妥当であると認められるときは、河川レンジャーを解任する。</p> <p>3 <u>推薦委員会</u>は、河川レンジャーから辞任の申し出を受けたときは事務所長に報告し、事務所長は当該河川レンジャーの辞任を了承する。</p> <p>4 事務所長は、第 2 項の解任又は第 3 項の辞任の了承を行ったときは、懇談会及び<u>レンジャー会議</u>に報告する。</p> <p>5 <u>推薦委員会</u>は、第 1 項の提案を行うときは、事前に当該河川レンジャーに対して不服申し立てによる弁明の機会を与えなければならない。</p>
<p>(年間活動計画の作成・提出・決定)</p> <p>第 15 条 河川レンジャーは、年度ごとの年間活動計画(案)を作成し、活動前年度中にレンジャー会議に提出する。</p> <p>2 レンジャー会議は、前項の年間活動計画(案)の内容を審議し、河川レンジャーの活動としてふさわしいと認められるときは、年間活動計画として<u>決定し、事務所長に報告する。</u></p> <p>3 河川レンジャーは、前項の年間活動計画を変更できるものとする。ただし、変更が軽微な場合</p>	<p>(年間活動計画の作成・提出・決定)</p> <p>第 15 条 河川レンジャーは、年度ごとの年間活動計画(案)を作成し、活動前年度中にレンジャー会議に提出<u>しなければならない。</u></p> <p>2 レンジャー会議は、前項の年間活動計画(案)の内容を審議し、河川レンジャーの活動としてふさわしいと認められるときは、<u>当該案を</u>年間活動計画として事務所長に報告する。</p> <p>3 河川レンジャーは、前項の年間活動計画を変更できるものとする。ただし、変更が軽微な場合</p>

現 行	改 正 案
<p>は事前に事務局の承諾を得ることとし、著しい変更の場合は前項により決定する。</p>	<p>は事務局の承諾によるものとし、著しい変更の場合はレンジャー会議の承諾を得なければならない。</p>
<p>(活動報告)</p> <p>第 16 条 河川レンジャーは、活動の内容、経過及び結果等をレンジャー会議に報告しなければならない。</p> <p>2 河川レンジャーは、活動日誌を事務局に提出する。</p>	<p>(活動報告)</p> <p>第 16 条 河川レンジャーは、活動日誌を事務局に提出するとともに、活動の内容、経過及び結果等をレンジャー会議において報告しなければならない。</p> <p>2 削る。</p>
<p>(河川レンジャーの報酬等)</p> <p>第 17 条 河川レンジャーの報酬は月払いとし、河川レンジャーとしてふさわしい活動内容に対して支給する。</p> <p>2 河川レンジャーの報酬月額、別に定める細則の規定によるものとし、活動内容に応じて報酬月額の増減を行う場合がある。</p> <p>3 交通費等は、細則の規定によるものとする。</p> <p>4 河川レンジャーとしての活動が月間中にない場合は、報酬を支給しない。</p> <p>5 河川レンジャーは、第 10 条に規定する応募要件に関して虚偽の申告が認められるとき又は第 14 条第 1 項第 3 号から第 6 号までに規定する解任事項が認められるときは、その行為のあった月まで遡り、報酬を全額返却しなければならない。</p>	<p>(河川レンジャーの報酬等)</p> <p>第 17 条 河川レンジャーの報酬は月払いとし、河川レンジャーとしてふさわしい活動内容に対して支給するものとする。</p> <p>2 河川レンジャーの報酬月額は、別に定める細則の規定によるものとする。ただし、活動内容に応じて報酬月額の増減を行う場合がある。</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 (省略)</p> <p>5 河川レンジャーは、第 11 条に規定する応募要件に関して虚偽の申告が認められるとき又は第 14 条第 1 項第 3 号から第 6 号までに規定する解任事項が認められるときは、その行為のあった月まで遡り、報酬を全額返却しなければならない。</p>
<p>(経費及び報酬等の支払い)</p> <p>第 18 条 第 4 条第 1 項に規定する経費、前条第 2 項に規定する報酬及び前条第 3 項に規定する交通費等は、事務局が河川レンジャーに支払う。</p> <p>2 河川レンジャーは、前項の支払いに当たっては、事務局が指定する様式に必要な事項を記載して、事務局に請求する。</p>	<p>(経費及び報酬等の支払い)</p> <p>第 18 条 第 4 条第 1 項に規定する経費、前条第 2 項に規定する報酬及び前条第 3 項に規定する交通費等は、事務局が河川レンジャーに支払うものとする。</p> <p>2 河川レンジャーは、前項の支払いに当たっては、事務局が指定する様式に必要な事項を記載し、事務局に請求しなければならない。</p>
<p>(保険の加入)</p> <p>第 19 条 河川レンジャーは、河川レンジャーとしての活動並びに第 15 条第 2 項及び第 3 項に規定する年間活動計画に基づく活動を行うに当たっては、事前に、本人及び当該活動参加者を対象と</p>	<p>(保険の加入)</p> <p>第 19 条 河川レンジャーは、河川レンジャーとしての活動並びに第 15 条第 2 項及び第 3 項に規定する年間活動計画に基づく活動を行うに当たっては、事前に、本人及び当該活動参加者を対象と</p>

現 行	改 正 案
<p>した傷害保険(レジャー保険等)に加入しなければならない。</p> <p>2 前項の傷害保険(レジャー保険等)への加入手続きは、事務局が行う。</p>	<p>した傷害保険等<del>等</del>に加入しなければならない。</p> <p>2 前項の傷害保険等<del>等</del>への加入手続きは、事務局が行う<u>ものとする。</u></p>
<p>(事故の責任)</p> <p>第 20 条 河川レンジャーが、河川レンジャーとしての活動並びに第 15 条第 2 項及び第 3 項に規定する年間活動計画に基づく活動中に起こした第三者及び本人に対する事故の責任は、法律上適正な責任の範囲内で事務局が負うものとする。</p>	<p>(事故の責任)</p> <p>第 20 条 (省略)</p>
<p>(河川レンジャーへの支援)</p> <p>第 21 条 事務所長は、河川レンジャーの活動範囲や機会の拡大、活動に必要な物的及び人的支援、資質向上のための講習等の参加支援、民間交流の拡大、施設の利用等、河川レンジャーを支援する。</p>	<p>(河川レンジャーへの支援)</p> <p>第 21 条 (省略)</p>
<p><b>第 3 章 木津川上流管内河川レンジャー懇談会</b></p> <p>(懇談会の役割)</p> <p>第 22 条 懇談会は、レンジャー会議及び事務局からの報告及び提案を受けた事項に関する審議を行い、河川レンジャーのよりよい活動に向けて、その制度、支援のための方策、河川レンジャーのあり方、役割及び事業計画等について提言を行う。</p>	<p><b>第 3 章 木津川上流管内河川レンジャー懇談会</b></p> <p>(懇談会の役割)</p> <p>第 22 条 懇談会は、レンジャー会議及び事務局からの報告及び提案を受けた事項に関する審議を行い、河川レンジャーのよりよい活動に向けて、その制度、支援のための方策、河川レンジャーのあり方、役割及び<u>運営</u>計画等について提言を行う<u>ことを役割とする。</u></p>
<p>(懇談会の構成)</p> <p>第 23 条 懇談会は、<u>次の各号の会員</u>をもって構成する。</p> <p>(1) 学識経験者及び見識者 若干名</p> <p>(2) レンジャー会議座長</p> <p>(3) 三重県 伊賀建設事務所長</p> <p>(4) 独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所長</p> <p>(5) 伊賀市 産業建設部長</p> <p>(6) 名張市 都市整備部長</p> <p>(7) 国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長</p>	<p>(懇談会の構成)</p> <p>第 23 条 懇談会は、<u>会員及びオブザーバー</u>をもって構成する。</p> <p><u>(1) 削る。</u></p> <p><u>(2) 削る。</u></p> <p><u>(3) 削る。</u></p> <p><u>(4) 削る。</u></p> <p><u>(5) 削る。</u></p> <p><u>(6) 削る。</u></p> <p><u>(7) 削る。</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>2 会員は次の各号のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 学識経験者及び見識者 若干名</u></p> <p><u>(2) レンジャー会議座長</u></p> <p><u>(3) 三重県 伊賀建設事務所長</u></p> <p><u>(4) 独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所長</u></p> <p><u>(5) 伊賀市 産業建設部長</u></p> <p><u>(6) 名張市 都市整備部長</u></p> <p><u>(7) 国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長</u></p> <p><u>3 オブザーバーは次の各号のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 河川レンジャー</u></p> <p><u>(2) 国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課長</u></p> <p><u>(3) 国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 伊賀上野出張所長</u></p> <p><u>(4) 国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 名張川出張所長</u></p>
<p>(懇談会の組織)</p> <p>第 24 条 懇談会の会員の委嘱は、前条第 1 項各号の会員の構成に基づき、事務局が行う。</p> <p>2 会員の任期は、委嘱された日から当該年度の 3 月 31 日までとする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>3 補欠のため又は増員によって委嘱する会員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。</p> <p>4 懇談会に会務を総務する会長を置き、会員の互選によりこれを定める。</p> <p>5 懇談会に副会長を置き、会長の指名によりこれを定める。</p>	<p>(懇談会の組織)</p> <p>第 24 条 懇談会の会員の委嘱は、前条第 2 項各号の会員 <u>に対して、事務局が行うものとする。</u></p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 (省略)</p> <p>5 (省略)</p>
<p>(懇談会の運営)</p> <p>第 25 条 懇談会は、年 2 回以上必要に応じて開催する。</p> <p>2 懇談会は、会員総数の過半数の出席をもって成立し、出席会員の過半数をもって議決する。</p> <p>3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。</p>	<p>(懇談会の運営)</p> <p>第 25 条 懇談会は、年 2 回以上必要に応じて開催する。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p>

現 行	改 正 案
<p>4 第23条第1項第1号を除く会員については、懇談会への代理出席を認めるものとする。</p> <p>5 会長は、必要があると認めるときは、懇談会に関係者の出席を求め、審議に参考となる説明又は意見を聴くことができる。</p>	<p>4 第23条第2項第1号を除く会員については、懇談会への代理出席を認めるものとする。</p> <p>5 会長は、必要があると認めるときは、懇談会に関係者の出席を求め、審議に参考となる説明又は意見を聴くことができる<u>ものとする。</u></p>
<p>(懇談会の情報公開)</p> <p>第26条 懇談会は、原則として、公開で行う。</p> <p>2 事務所長は、懇談会を開催するに当たっては、事前に木津川上流河川事務所のホームページ等に開催の案内を掲示するものとし、懇談会の開催後には、先のホームページに議事要旨を掲載する。</p>	<p>(懇談会の情報公開)</p> <p>第26条 (省略)</p>
<p>(懇談会の開催)</p> <p>第27条 懇談会の開催は、事務所長が招集する。</p> <p>2 事務局は、原則として、懇談会を開催する日の2週間前までに、各会員に対し、開催日時、開催場所及び議事内容を記載した懇談会開催の通知をしなければならない。</p> <p>3 事務局は、原則として、懇談会資料を懇談会の開催日までに、各会員に対し、送付しなければならない。</p>	<p>(懇談会の開催)</p> <p>第27条 (省略)</p>
<p>(講座の設置)</p> <p>第28条 懇談会に講座を置く。</p>	<p>(講座の設置)</p> <p><u>第28条 削る。</u></p>
<p><b>第4章 木津川上流管内河川レンジャー会議</b></p> <p>(レンジャー会議の役割)</p> <p>第35条 レンジャー会議は、<u>地域の特性に応じた河川レンジャー及び活動についての検討や河川レンジャーを運営する機関としての役割を担うことを目的として、次の各号に掲げる事項を審議する。</u></p> <p>(1) <u>河川レンジャーの年間活動計画の決定、活動報告の受理及び事業計画の決定</u></p> <p>(2) <u>河川レンジャーに対する助言・意見・支援</u></p> <p>(3) <u>懇談会への報告・提案内容</u></p>	<p><b>第4章 木津川上流管内河川レンジャー会議</b></p> <p>(レンジャー会議の役割)</p> <p>第28条 レンジャー会議は、<u>河川レンジャーを運営する機関として、地域の特性に応じた河川レンジャーのあり方の検討や、河川レンジャーの年間活動計画、運営計画並びに懇談会への報告事項について審議するほか、河川レンジャーに対して助言や支援等を行うことを役割とする。</u></p> <p>(1) <u>削る。</u></p> <p>(2) <u>削る。</u></p> <p>(3) <u>削る。</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(4) 河川レンジャーの任命、再任及び解任</p> <p>(5) その他必要と認められる事項</p>	<p><del>(4) 削る。</del></p> <p><del>(5) 削る。</del></p>
<p>(レンジャー会議の構成)</p> <p>第 36 条 レンジャー会議は、次の各号の委員をもって構成する。</p> <p>(1) 河川レンジャー 全員</p> <p>(2) 三重県 伊賀建設事務所 事業推進室 流域課長</p> <p>(3) 独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所 管理課長</p> <p>(4) 伊賀市 産業建設部 公共事業対策室長</p> <p>(5) 名張市 都市整備部 都市整備政策室長</p> <p>(6) 国土交通省近畿地方整備局</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>木津川上流河川事務所 管理課長</u></p> <p style="padding-left: 80px;"><u>伊賀上野出張所長</u></p> <p style="padding-left: 80px;"><u>名張川出張所長</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(7) その他必要に応じて 若干名</p>	<p>(レンジャー会議の構成)</p> <p>第 29 条 レンジャー会議は、次の各号の委員をもって構成する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) 国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課長</p> <p><del>(7) 国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 伊賀上野出張所長</del></p> <p><del>(8) 国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 名張川出張所長</del></p> <p>(9) その他必要に応じて 若干名</p>
<p>(レンジャー会議の組織)</p> <p>第 37 条 レンジャー会議の委員の委嘱は、前条第 1 項各号の委員の構成に基づき、事務局が行う。</p> <p>2 委員の任期は、委嘱された日から当該年度の 3 月 31 日までとする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>3 補欠のため又は増員によって委嘱する委員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。</p> <p>4 レンジャー会議に会務を総務する議長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>5 レンジャー会議の議事進行のため、河川レンジャーの中から座長を選任できるものとし、委員</p>	<p>(レンジャー会議の組織)</p> <p>第 30 条 レンジャー会議の委員の委嘱は、前条第 1 項各号の委員 <u>に対して、事務局が行うものとする。</u></p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 (省略)</p> <p>5 (省略)</p>

現 行	改 正 案
<p>の互選によりこれを定める。</p>	
<p>(レンジャー会議の運営)</p> <p>第 38 条 レンジャー会議は、年 2 回以上必要に応じて開催する。</p> <p>2 レンジャー会議は、委員の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。</p> <p>3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。</p> <p>4 <u>座長が懇談会への出席が困難なとき、座長があらかじめ指名する河川レンジャーが代理出席しなければならない。</u></p> <p>5 <u>第 36 条第 1 項第 1 号及び第 7 号を除く委員については、レンジャー会議への代理出席を認めるものとする。</u></p> <p>6 議長並びに座長は、第 34 条に規定するプレゼンテーション及び第 45 条第 5 項に規定する推薦委員会が設置する意見を聴取する場に必ず出席しなければならない。ただし、<u>正当な理由により出席が困難なときは、議長があらかじめ指名する委員が代理出席しなければならない。</u></p>	<p>(レンジャー会議の運営)</p> <p>第 31 条 レンジャー会議は、年 2 回以上必要に応じて開催する。</p> <p>2 レンジャー会議は、委員<del>総数</del>の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 <u>第 29 条第 1 項第 1 号及び第 9 号を除く委員については、レンジャー会議への代理出席を認めるものとする。</u></p> <p>5 <u>座長は、懇談会に出席するものとする。ただし、出席が困難なときは、座長があらかじめ指名する河川レンジャーが代理出席するものとする。</u></p> <p>6 議長並びに座長は、<u>推薦委員会</u>及び第 37 条第 5 項に規定する推薦委員会が設置する意見を聴取する場に出席<u>するものとする。</u>ただし、出席が困難なときは、議長<u>並びに座長</u>があらかじめ指名する委員が代理出席<u>するものとする。</u></p>
<p>(レンジャー会議の情報公開及び守秘義務)</p> <p>第 39 条 レンジャー会議は、原則として、公開で行う。<u>ただし、河川レンジャーの任命・再任・解任にかかわる審議を行うとき及び第 14 条第 5 項に規定する弁明の機会を設けるとき等の個人情報にかかわる審議等を行う場合は非公開で行う。</u></p> <p>2 <u>レンジャー会議の議事要旨及び配付資料を木津川上流河川事務所ホームページ等で公開する。ただし、非公開にかかわる部分は、前項の該当者のプライバシーを害する恐れのある情報を含まない議事要旨を公開する。</u></p> <p>3 <u>レンジャー会議及び事務局は、非公開にかかわる情報について、守秘義務を負うものとする。</u></p>	<p>(レンジャー会議の情報公開)</p> <p>第 32 条 レンジャー会議は、原則として、公開で行う。</p> <p>2 <u>事務所長は、レンジャー会議を開催するに当たっては、事前に木津川上流河川事務所のホームページ等に開催の案内を掲示するものとし、レンジャー会議の開催後には、先のホームページに議事要旨を掲載する。</u></p> <p>3 <u>削る。</u></p>
<p>(レンジャー会議の非公開会議にかかわる情報開示)</p> <p>第 40 条 <u>レンジャー会議の非公開にかかわる部分の情報開示を請求されたときは、「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」に基づき、近畿地方整備局木津川上流河川</u></p>	<p>(レンジャー会議の非公開会議にかかわる情報開示)</p> <p>第 40 条 <u>削る。</u></p>



現 行	改 正 案
<p>事務所より開示する。</p>	
<p>(レンジャー会議の開催)</p> <p>第 41 条 レンジャー会議の開催は、議長が招集する。</p> <p>2 事務局は、原則として、レンジャー会議を開催する日の 2 週間前までに、各委員に対し、開催日時、開催場所及び議事内容を記載したレンジャー会議開催の通知をしなければならない。</p> <p>3 事務局は、原則として、レンジャー会議資料を懇談会の開催日までに、各委員に対し、送付しなければならない。</p>	<p>(レンジャー会議の開催)</p> <p>第 33 条 (省略)</p>
<p><b>第 5 章 木津川上流管内河川レンジャー推薦委員会</b></p> <p>(推薦委員会の役割)</p> <p>第 42 条 推薦委員会は、河川レンジャーの選考に当たり、別途定める「木津川上流管内河川レンジャー(試行)審査要領(案)」(以下、「審査要領(案)」という。)に基づき、公平中立な立場で審査し、決定した河川レンジャー候補者をレンジャー会議に推薦することを目的とする。</p> <p>(新設)</p>	<p><b>第 5 章 木津川上流管内河川レンジャー推薦委員会</b></p> <p>(推薦委員会の役割)</p> <p>第 34 条 推薦委員会は、<u>第 12 条に規定する河川レンジャー予定者の選考及び推薦、第 14 条第 1 項に規定する河川レンジャーの解任に関する提案並びに第 14 条第 3 項に規定する河川レンジャーの辞任に関する報告を行うことを役割とする。</u></p> <p><u>2 河川レンジャー予定者の選考に当たっては、別に定める「木津川上流管内河川レンジャー(試行)審査要領(案)」(以下、「審査要領(案)」という。)に基づき、公平中立な立場で審査を行う。</u></p>
<p>(推薦委員会の構成)</p> <p>第 43 条 推薦委員会は、委員及びオブザーバーをもって構成する。</p> <p>2 委員は次の各号の委員をもって構成する。</p> <p>(1) 学識経験者及び見識者 若干名</p> <p>(2) 三重県 伊賀建設事務所 副所長</p> <p>(3) 独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所 副所長</p> <p>3 オブザーバーは次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 伊賀市 産業建設部 公共事業対策室長</p> <p>(2) 名張市 都市整備部 都市整備政策室長</p> <p>(3) 国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長</p>	<p>(推薦委員会の構成)</p> <p>第 35 条 推薦委員会は、委員及びオブザーバーをもって構成する。</p> <p>2 委員は次の各号の<u>とおり</u>とする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>3 オブザーバーは次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p>

現 行	改 正 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(4) レンジャー会議議長</u></p> <p><u>(5) レンジャー会議座長</u></p>
<p>(推薦委員会の組織)</p> <p>第 44 条 推薦委員会の委員の委嘱は、前条第 2 項各号の委員の構成に基づき、事務局が行う。</p> <p>2 委員の任期は、委嘱された日から当該年度の 3 月 31 日までとする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>3 補欠のため又は増員によって委嘱する委員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。</p> <p>4 推薦委員会に会務を総務する委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>5 推薦委員会に副委員長を置き、委員長の指名によりこれを定める。</p>	<p>(推薦委員会の組織)</p> <p>第 36 条 推薦委員会の委員の委嘱は、前条第 2 項各号の委員<u>に対して、事務局が行うものとする。</u></p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 (省略)</p> <p>5 (省略)</p>
<p>(推薦委員会の運営)</p> <p>第 45 条 推薦委員会は、原則として、年 1 回の開催とする。</p> <p>2 推薦委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。</p> <p>3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。</p> <p>4 第 43 条第 2 項第 1 号を除く委員については、推薦委員会への代理出席を認めるものとする。</p> <p>5 推薦委員会は、審査のため参考となる意見を聴取する場を設置することができる。</p> <p>6 <u>推薦委員会は、第 34 条に規定するプレゼンテーションに全委員を出席させなければならない。</u></p> <p>7 <u>本運営要領(案)に定めるもののほか、推薦委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推薦委員会に諮って定める。</u></p>	<p>(推薦委員会の運営)</p> <p>第 37 条 推薦委員会は、原則として、年 1 回の開催とする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 第 35 条第 2 項第 1 号を除く委員については、推薦委員会への代理出席を認めるものとする。</p> <p>5 推薦委員会は、審査のため<u>に</u>参考となる意見を聴取する場を設置することができる<u>ものとする。</u></p> <p><u>6 削る。</u></p> <p><u>7 削る。</u></p>
<p>(推薦委員会の情報公開及び守秘義務)</p> <p>第 46 条 推薦委員会は、非公開で行う。ただし、審査要領(案)に基づき、<u>受審者のプライバシーを害する恐れのある情報を含まない</u>審査結果の要旨を、木津川上流河川事務所ホームページ等で公開する。</p> <p>2 推薦委員会は、<u>受審者</u>に対し、審査結果を文書で通知する。</p> <p>3 委員、オブザーバー及び事務局は、推薦委員会に関する情報について、守秘義務を負うものと</p>	<p>(推薦委員会の情報公開及び守秘義務)</p> <p>第 38 条 推薦委員会は、非公開で行う。ただし、審査要領(案)に基づき、<u>河川レンジャー応募者並びに再任希望者</u>のプライバシーを害する恐れのある情報を<u>除き</u>、審査結果の要旨を木津川上流河川事務所ホームページ等で公開する。</p> <p>2 推薦委員会は、<u>河川レンジャー応募者並びに再任希望者</u>に対し、審査結果を文書で通知する。</p> <p>3 (省略)</p>

現 行	改 正 案
<p>する。</p> <p>4 前条第5項に規定する意見を聴取する場の公開は、推薦委員会において決定する。</p>	<p>4 (省略)</p>
<p>(推薦委員会にかかわる情報開示)</p> <p>第47条 推薦委員会の河川レンジャーの選考に関する情報の開示を請求されたときは、「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」に基づき、近畿地方整備局木津川上流河川事務所より開示する。</p>	<p>(推薦委員会にかかわる情報開示)</p> <p>第39条 推薦委員会の河川レンジャー予定者の選考に関する情報の開示を請求されたときは、「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」に基づき、近畿地方整備局木津川上流河川事務所より開示する。</p>
<p>(推薦委員会の開催)</p> <p>第48条 推薦委員会の開催は、委員長が招集する。</p> <p>2 事務局は、原則として、推薦委員会を開催する日の2週間前までに、各委員に対し、開催日時及び開催場所を通知しなければならない。</p>	<p>(推薦委員会の開催)</p> <p>第40条 (省略)</p>
<p>(新設)</p> <p>(講座の構成)</p> <p>第29条 講座は、発見講座及び養成講座で構成する。</p> <p>2 発見講座は、木津川上流と河川レンジャーに関する基礎的知識及び共通認識を得るための講座とする。</p> <p>3 養成講座は、木津川上流に関する高度な知識及び河川レンジャーの活動技術を得るための講座とする。</p>	<p><del>第6章 木津川上流管内河川レンジャー講座</del></p> <p>(講座の構成)</p> <p>第41条 講座は、発見講座及び河川レンジャー養成講座(以下、「養成講座」という。)で構成する。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p>
<p>(講座の役割)</p> <p>第30条 講座は、河川に関心を持つ者及び河川レンジャーを目指す者を対象に「木津川上流を知り、木津川上流で遊び、木津川上流を考える」をテーマとした講義又は実習により、次の各号に掲げる目的を達成するものとする。</p> <p>(1) 木津川上流に関心を持ち、愛護する人材の育成</p> <p>(2) 河川レンジャーの基礎的知識及び共通認識並びに木津川上流に関する高度な知識の付与</p> <p>(3) 河川レンジャーとしての適正確認</p>	<p><del>削る。</del></p> <p><del>第30条 削る。</del></p>

現 行	改 正 案
<p>(講座の受講要件)</p> <p>第 31 条 発見講座の受講者は、満 18 歳以上の者であって、講座開催の公募により受講を受け付けた者又は地元行政機関、自治会及び河川管理者からの紹介を受けた者とする。</p> <p>2 養成講座の受講者は、第 11 条第 1 項第 1 号の事項を満たす者で、木津川上流管内の住人又はこの地域に通勤、通学する満 18 歳以上の、河川レンジャーとなることを希望する者とする。</p>	<p>(講座の受講要件)</p> <p>第 42 条 発見講座の受講者は、満 18 歳以上の者であって、講座開催の公募により受講を受け付けた者又は地元行政機関、自治会及び河川管理者からの紹介を受けた者とする。</p> <p>2 養成講座の受講者は、第 13 条により河川レンジャーとして任命された者とする。ただし、再任者は除く。</p>
<p>(講座の運営)</p> <p>第 32 条 講座は、原則として、年 1 回の開催とする。ただし、受講希望者数等により回数を増減できるものとする。</p> <p>2 講座の講師は、講義内容及び実習内容に応じて選任する。</p>	<p>(講座の運営)</p> <p>第 43 条 講座は、原則として、年 1 回の開催とする。ただし、受講希望者数等により回数を増減できるものとする。</p> <p>2 講座の講師は、講義内容及び実習内容に応じて事務局が選任するものとする。</p>
<p>(講座の開催)</p> <p>第 33 条 講座は、事務局が開催する。</p> <p>2 事務局は、講座の開催に当たっては、開催日時、開催場所及び講座内容の広報を行わなければならない。</p>	<p>(講座の開催)</p> <p>第 44 条 講座は、事務局が開催するものとする。</p> <p>2 (省略)</p>
<p>(プレゼンテーションの開催)</p> <p>第 34 条 プレゼンテーションは、事務局が開催する。</p> <p>2 事務局は、プレゼンテーションの開催に当たっては、河川レンジャーになることを希望する者に対し、開催日時、開催場所及び実施概要の通知をしなければならない。</p>	<p>削る。</p> <p>第 34 条 削る。</p>
<p>第 6 章 雑則</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 7 章 雑則</p> <p>(細則)</p> <p>第 45 条 事務所長は、本要領(案)に基づき、次の各号に掲げる細則等を定めることができるものとする。</p> <p>(1) 木津川上流管内河川レンジャー(試行)運営要領(案)細則</p> <p>(2) 木津川上流管内河川レンジャー(試行)審査要領(案)</p>

(傍線の部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(運営要領(案)の改正)</p> <p>第 49 条 <u>この</u>運営要領(案)を改正するときは、懇談会からの提案を受けて事務所長が行う。</p>	<p>(運営要領(案)の改正)</p> <p>第 <u>46</u> 条 <u>本</u>運営要領(案)を改正するときは、懇談会からの提案を受けて事務所長が行う。</p>
<p><b>附則</b></p> <p>1. <u>この</u>運営要領(案)は、平成 20 年 3 月 4 日から施行する。</p> <p>改正 平成 20 年 9 月 5 日 平成 21 年 7 月 8 日 平成 23 年 2 月 28 日</p>	<p><b>附則</b></p> <p>1. <u>本</u>運営要領(案)は、平成 20 年 3 月 4 日から施行する。</p> <p>改正 平成 20 年 9 月 5 日 平成 21 年 7 月 8 日 平成 23 年 2 月 28 日 <u>平成 23 年 8 月 日</u></p>

# 木津川上流管内河川レンジャー機構図

(開催予定 2回以上/年)

木津川上流管内河川レンジャー懇談会		
会員	学識経験者及び見識者 若干名	
	レンジャー会議座長	
	自治体等	三重県 伊賀建設事務所長
		独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所長
		伊賀市 産業建設部長
名張市 都市整備部長		
国 交 省	近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長	
オブザーバー	河川レンジャー	
	国 交 省	近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課長 伊賀上野出張所長 名張川出張所長

(開催予定 2回以上/年)

木津川上流管内河川レンジャー会議		
委員	河川レンジャー 全員	
	自治体等	三重県 伊賀建設事務所 事業推進室 流域課長
		独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所 管理課長
		伊賀市 産業建設部 公共事業対策室長
	名張市 都市整備部 都市整備政策室長	
国 交 省	近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課長 伊賀上野出張所長 名張川出張所長	

河川レンジャーの活動計画、活動報告、運営計画等の報告



制度、支援のための方策、河川レンジャーのあり方、役割、運営計画等の提言

(開催予定 1回/年)

木津川上流管内河川レンジャー推薦委員会		
委員	学識経験者及び見識者 若干名	
	自治体等	三重県 伊賀建設事務所 副所長
		独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所 副所長
オブザーバー	自治体等	伊賀市 産業建設部 公共事業対策室長 名張市 都市整備部 都市整備政策室長
	国 交 省	近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長
	レンジャー会議議長	
	レンジャー会議座長	

木津川上流管内河川レンジャー事務局	
事務局	国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課事務所長が指定した者

(開催予定 1回/年)

木津川上流管内河川レンジャー講座
------------------



## 審査要領(案)の改正について

[次第に戻る](#)

木津川上流管内河川レンジャー(試行)

## 審査要領(案)

木津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会



## 目 次

1. 趣旨 .....	1
2. 審査方法 .....	1
3. 審査結果の公表.....	3
3. その他 .....	3
4. 附則 .....	3
補足	

## 1. 趣旨

本要領は「木津川上流管内河川レンジャー(試行)運営要領(案)」(以下、「運営要領(案)」という。)に基づき、河川レンジャー予定者の選考について必要な事項を定めるものとする。

## 2. 審査方法

審査は、河川レンジャー応募者並びに再任を希望する河川レンジャー(以下、「再任希望者」という。)に対して、以下の方法により事務局と推薦委員会が行うものとする。

なお、推薦委員会は委員及びオブザーバーで構成し、河川レンジャー予定者の採択決定は委員により行う。

### (1)河川レンジャー応募者の審査

#### 1)予備審査

予備審査は、応募書類の審査とし、事務局が行う。

事務局は、河川レンジャー応募者から提出された応募書類について、運営要領(案)に基づく応募要件の充足を確認し、その有資格・欠格結果を推薦委員会に報告する。

#### 2)本審査

本審査は、予備審査を終えた河川レンジャー応募者による「河川レンジャーとして行いたい活動の発表(プレゼンテーション)」の内容審査とし、推薦委員会が行う。

なお、河川レンジャー応募者は、本審査までに河川レンジャーとして行いたい活動を記載した「活動企画書」を推薦委員会に提出しなければならない。

プレゼンテーションの実施手順は、はじめに河川レンジャー応募者により河川レンジャーとして行いたい活動の発表を行い、その後推薦委員会委員及びオブザーバーによる質疑を行う。発表時間は一人10分、質疑応答時間は5分とし、発表(表現)方法は河川レンジャー応募者の自由とする。

ただし、事務局は、河川レンジャー応募者数等により1人あたりの発表時間を変更できるものとする。

委員及びオブザーバーは、プレゼンテーション及び活動企画書等の内容について以下の審査項目に基づき審査を行い、採点する。

審査項目
( )河川レンジャーに対する考えと意欲
( )河川と地域との良好な関係を構築する意欲
( )周囲との調和や良好な関係を構築する能力
( )河川レンジャーとして行いたい活動内容の地域での必要性

採点は、以下の5段階評価(優れている度合い)により行い、委員及びオブザーバーは採点結果を「プレゼンテーション採点表」に記録する。

なお、オブザーバーの採点結果は、委員による総合評価時の参考資料として取り扱うものとする。

評価点	5	4	3	2	1
評価	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る

事務局は、各委員の「プレゼンテーション採点表」に基づき、河川レンジャー応募者の「最終評価点」を算出する。

### 3)採択

委員は、採点結果を基に総合評価を行い、原則として最終評価点が12.00点以上の者の中から上位 名を河川レンジャー予定者として事務所に推薦する。

## (2)再任希望者の審査

### 1)審査

審査は、再任希望者による当該年度に実施した活動報告等の内容審査とし、推薦委員会が行う。

活動報告の実施手順は、はじめに再任希望者により当該年度に実施した活動の報告等を行い、その後推薦委員会委員及びオブザーバーによる質疑を行う。

発表時間は一人10分、質疑応答時間は5分とし、報告(表現)方法は再任希望者の自由とする。

ただし、事務局は、再任希望者数等により1人あたりの報告時間を変更できるものとする。

委員及びオブザーバーは、活動報告等の内容について以下の評価項目に基づき審査を行い、採点する。

評価項目
( )河川レンジャーを継続する意欲が見られるか。
( )実施した河川レンジャー活動は、自身等の趣味や利益を目的とせず、地域住民の河川へのかかわりを活発にする活動となっているか。
( )実施した河川レンジャー活動は、河川および地域の課題に対する具体的な解決策となっているか。
( )実施した河川レンジャー活動に対して適切な自己評価が行われ、改善策が提案されているか。

採点は、以下の5段階評価(優れている度合い)により行い、委員及びオブザーバーは採点結果を「活動報告採点表」に記録する。

なお、オブザーバーの採点結果は、委員による総合評価時の参考資料として取り扱うものとする。

評価点	5	4	3	2	1
評価	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る

事務局は、各委員の「活動報告採点表」に基づき、再任希望者の「最終評価点」を算出する。

### 2)採択

委員は、採点結果を基に総合評価を行い、原則として最終評価点が12.00点以上の再任希望者を河川レンジャー予定者として事務所に推薦する。

### 3. 審査結果の公表

推薦委員会における審査結果は、河川レンジャーの任命後(任命者がいない場合は推薦委員会での審査後)に、以下の内容を木津川上流河川事務所ホームページで公表する。

- (1)「河川レンジャー応募者」数
- (2)「河川レンジャー予定者」数
- (3)「河川レンジャー任命者」氏名

個々の河川レンジャー応募者には、推薦委員会が文書で通知を行う。

なお、河川レンジャー予定者の選考に関する情報の開示を請求されたときは、「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」に基づき近畿地方整備局木津川上流河川事務所より開示する。

### 3. その他

本審査要領(案)を改正するときは、懇談会からの提案を受けて事務所長が行う。

### 4. 附則

本要領は、平成 23 年 8 月 日から施行する。





## 平成23年度実施スケジュールについて

[次第に戻る](#)

平成23年度 木津川上流管内河川レンジャー(試行) 実施スケジュール(案)

年月	運営内容	現河川レンジャー	新規河川レンジャー	
平成 23 年	3月 H23.3.24(木) 平成22年度 第3回 レンジャー会議 ●河川レンジャー年間活動計画(H23年度)の決定	平成23年度 年間活動計画(案) 作成		
	4月			
	5月			
	6月	活動実施 (H24.3まで)		
	7月			
	8月 H23.8.22(月) 平成23年度 第1回 懇談会 ●募集要領の決定、運営要領(案)の改正、地域連携方策の検討等			
	9月 H23.9初旬 新規河川レンジャーの募集開始(~H23.11末まで)			
	10月 H23.10中旬 平成23年度 第1回 レンジャー会議 ●河川レンジャー活動報告、地域連携方策等	中間報告		
	11月 H23.11末 新規河川レンジャーの募集締切			
	12月	H23.12月上旬 木津川上流発見講座		講座受講
		H23.12中旬~下旬 河川レンジャー説明会		説明会参加

平成23年度 木津川上流管内河川レンジャー(試行) 実施スケジュール(案)

年月	運営内容	現河川レンジャー	新規河川レンジャー
平成24年	1月	 活動報告	プレゼンテーション
	2月	任命(再任)   活動報告	任命
	3月	平成24年度 年間活動計画(案) 作成	平成24年度 年間活動計画(案) 作成
	4月	 活動実施(H25.3まで) 	

## 平成23年度募集要領について

[次第に戻る](#)



# 木津川上流管内河川レンジャーの募集

『河川レンジャー』になって木津川上流域で活動していただける方を支援します！！

1.活動内容	<p>河川レンジャーは、住民の方々が河川に関心を持つような活動を行うことを役割としており、主な活動内容は以下のとおりです。</p> <p>主な活動内容(事例) 『水防・防災学習』『野鳥観察会』『歴史・食文化学習』『川下り・カヌー体験』 『ダム見学会』『水生生物調査』『源流探検』『特定外来生物調査』『情報交換会』等</p> <p>活動範囲 木津川上流域(当面の間、三重県伊賀市・名張市内とします)</p> <p>活動の実施にあたっては、ご自身で活動内容を計画していただき、内容審査による承認を受けて実施していただきます。</p>
2.活動期間	平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで
3.支援の内容	実施した活動に対して、日当、交通費、備品購入費等、活動経費の一部を支援します。
4.応募資格	<p>河川レンジャーとして木津川上流域で活動していただける満 18 歳以上の方(H23.4.1 現在)で、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・平成21年度以降に、木津川上流発見講座の受講を修了している方(今年度受講予定者含む)</li><li>または、木津川上流管内河川レンジャーの活動に2回以上参加している方(今年度参加予定者含む)</li><li>・地域固有の情報や知識に興味や関心がある方</li><li>・有能な河川レンジャーになれるよう日々熱意を持ち、自己研鑽や研修を惜しまない方</li><li>・公共施設の不正使用等の法令に違反する行為を行っていない方</li><li>・心身ともに健全で河川レンジャーとして活動できる方</li><li>・木津川上流管内河川レンジャー(試行)運営要領(案)を遵守できる方</li></ul>
5.募集人数	若干名
6.説明会への参加	<p>河川レンジャーに応募された方は、以下の「河川レンジャー説明会(仮称)」に必ず参加して下さい。</p> <p>【平成 23 年度 河川レンジャー説明会(仮称)】 [開催日時]平成 23 年 12 月 日( ) 13:00 ~ 15:00 [開催場所]伊賀市小田町 242 上野遊水地集中管理センター資料室 (近畿地方整備局木津川上流河川事務所伊賀上野出張所構内)</p>
7.選考方法	<p>後日開催される推薦委員会において、河川レンジャーとして行いたい活動を発表(プレゼンテーション)していただき、委員会による審査により選考します。</p> <p>プレゼンテーションは平成24年1月下旬に開催を予定しております。 開催日程等の詳細は、応募された方に後日ご案内いたします。</p>
8.応募方法	「木津川上流管内河川レンジャー応募書」に必要事項をご記入の上、事務局まで郵送または F A X にて応募して下さい。

9.応募締切日	平成 23 年 11 月 30 日(水)まで
10.選考結果の通知	選考結果は、本人にお知らせします。(平成 24 年 2 月初旬予定)
11.応募先、お問合せ先	<p>木津川上流管内河川レンジャー(試行)事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務担当 社団法人近畿建設協会名張支所内 〒518-0713 名張市平尾 2980-26 名張不動産ビル 3 階 T E L 0595-62-0476 (平日 AM10:00 ~ PM5:00) F A X 0595-62-0477</li> <li>・近畿地方整備局木津川上流河川事務所管理課 T E L 0595-63-1611(代表)</li> </ul> <p>土日祝日の電話・窓口対応は行っておりません。ご了承下さい。</p>
12.その他	<p>推薦委員会による選考の結果河川レンジャーに任命された方は、以下の「河川レンジャー養成講座」を受講していただきます。</p> <p>【平成 23 年度 河川レンジャー養成講座】  [開催日時]平成 24 年 2 月中旬開催予定 10:00 ~ 17:00  [開催場所]伊賀市小田町 242 上野遊水地集中管理センター資料室  (近畿地方整備局木津川上流河川事務所伊賀上野出張所構内)</p> <p>平成 21 年度に「河川レンジャー希望者」の登録をしている方は講座の受講が免除されます。開催日程等の詳細は、河川レンジャーに任命された方に後日ご案内いたします。</p>
13.主催	近畿地方整備局木津川上流河川事務所 / 木津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会

# 木津川上流管内河川レンジャー応募書

氏名・年齢・性別・ご職業					
ふりがな		年齢	満 _____ 才 (H23.4.1 現在)	性別	男 ・ 女
氏 名		印			
ご職業	会社員 ・ 自営業 ・ 学生 ・ その他( )				
住所・連絡先等					
住所	〒 -				
住所 連絡先	TEL : ( ) - ( 自宅 ・ 携帯 ) FAX : ( ) - ( 自宅 ) E-mail: @ ( 自宅 ・ 携帯 )				
講座の受講経歴等					
木津川上流発見 講座の受講経歴	平成 21 年度以降に「木津川上流発見講座」の受講を修了している方は、該当する年度にチェックを入れてください。 平成 21 年度                      平成 22 年度                      平成 23 年度(受講予定)				
河川レンジャー活動 参加状況	平成 21 年度以降に「木津川上流管内河川レンジャー活動」に参加された方は、活動名にチェックを入れてください。  (平成 21 年度活動) 川下り・カヌー体験                      比奈知ダム見学会と水生生物調査 木津川源流探検                              野鳥観察会と防災デイキャンプ 自然観察会と食文化学習                      木津川『いい川づくり』情報交換会  (平成 22 年度活動) 川下り・カヌー体験                      名張川ウォーキングとピオトープづくり 名張川ホテルの再生と食文化学習                      木津川野鳥観察会と歴史・文化学習 木津川『いい川』づくり交流会議  (平成 23 年度活動) 名張川ホテル再生に向けて                      名張川ウォーキング・バードウォッチング 「ホテル鑑賞会」                              & ピオトープ生物確認 平成 23 年度活動参加予定				
河川レンジャー 希望者登録状況	平成 21 年度に「河川レンジャー希望者」の登録をしている方はチェックを入れてください。 希望者登録有り				

裏面もご記入下さい。

応募理由等

(河川レンジャーに応募した理由や、川にかかわる活動を行ったことがある場合はその活動内容や団体名等 をご記入下さい。)

河川レンジャー応募書 送付先

木津川上流管内河川レンジャー(試行)事務局

・事務担当 社団法人近畿建設協会名張支所内

(住所) 〒518-0713 名張市平尾 2980-26 名張不動産ビル 3階

(TEL) 0595-62-0476 (AM10:00～PM5:00) (FAX) 0595-62-0477

ご記入いただいた個人情報は、木津川上流管内河川レンジャーの運営以外の目的には使用致しません。

## 関係機関と河川レンジャーとの連携方策について

[次第に戻る](#)

## 関係機関と河川レンジャーとの連携方策について

### 1. 趣旨

平成 22 年度の第 2 回懇談会において、河川レンジャー活動を通して地域連携を図っていくためには、河川レンジャーが個々に活動を実施するだけでなく、自治体や関係機関とも連携・協力しながら地域全体で河川について考えていくことが重要であるとして、平成 23 年度は、関係機関との連携・協力による活動についても検討・実施していくことが決定されました。

これを踏まえ、今後の関係機関との連携方策について以下を提案いたしますので、検討ならびに審議をお願いします。

### 2. 関係機関と河川レンジャーとの連携方策(案)

#### (1)自治体をはじめとする行政機関との連携

講師派遣や出前講座等による活動への協力・支援

行政機関が開催する学習会への派遣や出前講座等により、河川レンジャーを積極的に活用していただく。

また、河川レンジャーが実施する防災や減災等の活動において、行政機関からの講師派遣等による協力・支援をいただく。

クリーンアップ活動への協力・支援

地域全体での取り組みとして河川管理者や関係自治体との連携によるクリーンアップ活動を実施し、動員や集積したゴミの運搬・処分について協力・支援をいただく。

広報活動への協力・支援

効果的な広報活動を行っていくために、河川レンジャーの応募や活動の開催において、自治体等が発行する広報誌やホームページ、ラジオ等の活用による協力・支援をいただく。

#### (2)教育機関や父兄との連携

河川レンジャー活動の学校教育プログラムへの組み込みによる協力・支援

河川レンジャー活動へ教育機関や父兄からの理解をいただき、子ども達が川に近づき、川について興味や関心を深めてもらうために、社会科学習や校外学習等の一貫として河川レンジャー活動の学校教育プログラムへの組み込みによる協力・支援をいただく。

広報活動への協力・支援

効果的な広報活動を行っていくために、活動の開催案内チラシの配布等による協力・支援をいただく。

#### (3)上下流ならびに市民活動団体等との連携

・合同活動の実施による協力・支援

地域全体で河川について考え、地域が抱える問題や課題等について情報発信していくために、流域で活動されている市民活動団体や淀川管内河川レンジャーとの連携を図り、合同活動の実施による協力・支援をいただく。

### 3. 検討ならびに審議いただきたい事項

(1)事務局提案内容に対するご意見(追加・要望・改善案等)

(2)具体的な連携方策についてのご意見・情報提供等